

長崎県地域防災計画

資料編

令和7年1月修正

長崎県防災会議

目 次

1 防災組織	1
(1) 防災会議（県防災企画課）	1
① 長崎県防災会議条例	1
② 長崎県防災会議運営要綱	3
③ 長崎県防災会議委員名簿	5
(2) 災害対策本部（県防災企画課）	6
① 長崎県災害対策本部条例	7
② 長崎県災害対策本部規程	8
③ 長崎県災害対策本部事務処理要領	10
④ 長崎県災害対策本部組織図	15
⑤ 災害対策本部組織及び事務分掌	16
⑥ 地方本部の名称及び管轄区域並びに設置場所	21
(3) 災害警戒本部（県防災企画課）	22
長崎県災害警戒本部設置要領	22
(4) その他	26
① 特殊重大災害発生時における初動体制要領（県基地対策・国民保護課）	26
② 雲仙岳火山防災協議会規約（県防災企画課）	35
③ 農林部災害対策本部設置要領（県農政課）	41
④ 農林部災害対策執務要領（県農政課）	45
2 防災機関の緊急連絡先一覧表（県防災企画課）	48
3 各種協定等	50
(1) 災害時における放送要請	50
① 災害に関する対策のための放送要請に関する協定（県防災企画課、NHK長崎）	51
② 緊急警報放送に関する確認事項（県防災企画課、NHK長崎）	52
③ 災害時における放送要請に関する協定 (県防災企画課、N B C、K T N、エフエム長崎、N C C、N I B)	53
(2) 災害救助法に基づく救助・応援に関する委託契約書 (県福祉保健課、日本赤十字社長崎県支部)	59
(3) 災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定 (県福祉保健課、長崎県生活協同組合連合会)	61
(4) 災害時における物資の供給に関する協定書 (県福祉保健課、マックスバリュ九州㈱、イオン九州㈱、㈱イズミ、㈱セブン-イレブン ・ジャパン、㈱ファミリーマート、㈱ローソン、N P O 法人コメリ災害対策センター、 サントリーフーズ㈱、㈱伊藤園、南日本段ボール工業組合、㈱ナフコ)	66
(5) 災害時における物資の保管等に関する協定書 (県福祉保健課、長崎県倉庫協会、長崎県冷蔵倉庫協会)	89
(6) 災害時における仮設トイレの供給に関する協定書 (県福祉保健課、㈱レンタルのニッケン長崎営業所)	97
(7) 災害時における福祉用具等の供給に関する協定書 (県福祉保健課、(一社)日本福祉用具供給協会)	99
(8) 災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定書 (県福祉保健課、日本通運㈱長崎支店、ヤマト運輸㈱長崎主管支店、佐川急便㈱九州 支店)	102
(9) 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 (県福祉保健課、長崎県社会福祉法人経営者協議会、長崎県老人福祉施設協議会、 (一社)長崎県老人保健施設協会、長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会、	

長崎県認知症グループホーム連絡協議会、長崎県授産施設協議会、長崎県身体障害児者施設協議会、(一社)長崎県手をつなぐ育成会、(一社)長崎県知的障がい者福祉協会、長崎県精神障がい者福祉協会、長崎県児童養護施設協議会、(一社)長崎県保育協会)	108
(10) 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送に関する協定書 (県生活衛生課、長崎県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会、長崎県靈柩自動車協会)	132
(11) 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 (県資源循環推進課、(一社)長崎県産業資源循環協会、長崎県環境整備事業協同組合、長崎県環境保全協会)	135
(12) 災害時におけるL Pガス供給に関する協定 (県消防保安室、(一社)長崎県L Pガス協会)	141
(13) 大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定書 (県建設企画課、(一社)長崎県建設業協会、(一社)長崎県港湾漁港建設業協会、(一社)長崎県地質調査業協会、(一社)長崎県測量設計コンサルタンツ協会)	144
(14) 大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書 (県地方機関、(一社)長崎県建設業協会各支部、(一社)長崎県港湾漁港建設業協会)	152
(15) 大規模災害並びに事故発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書 (県土木部、(一社)長崎県は装協会)	156
(16) 災害発生時における応急対策業務等に関する包括的協定書 (県港湾課、九州地方整備局、九州7県、下関市、福岡市、北九州市、佐世保市、(一社)日本埋立浚渫協会九州支部、九州港湾空港建設協会連合会、山口県港湾建設協会、(一社)日本海上起重技術協会九州支部、全国浚渫業協会西日本支部、(一社)日本潜水協会福岡支部、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会)	158
(17) J M A T長崎の派遣に関する協定 (県医療政策課、(一社)長崎県医師会)	162
(18) 長崎DMA Tの派遣に関する協定 (県医療政策課、長崎大学病院、長崎みなとメディカルセンター、長崎原爆病院、済生会長崎病院、佐世保市総合医療センター、長崎労災病院、北松中央病院、長崎医療センター、諫早総合病院、島原病院、五島中央病院、上五島病院、壱岐病院、対馬病院)	166
(19) 歯科医療救護班の派遣に関する協定 (県医療政策課、(一社)長崎県歯科医師会)	170
(20) 災害時等における薬剤師の派遣に関する協定書 (県薬務行政室、(一社)長崎県薬剤師会)	174
(21) 災害発生時等における医療救護活動に関する協定書 (県福祉保健課、(公社)長崎県看護協会)	177
(22) 災害時における医薬品の供給に関する協定 (県薬務行政室、長崎県医薬品卸業組合)	180
(23) 災害時における医療材料等の供給に関する協定 (県薬務行政室、長崎県医科器械協会(現:長崎県医療機器協会))	182
(24) 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書 (県薬務行政室、(一社)日本産業・医療ガス協会九州地域本部)	184
(25) 災害時における高齢者施設への応援に関する協定書 (県長寿社会課、長崎県老人福祉施設協議会、(一社)長崎県老人保健施設協会、(一社)長崎県認知症グループホーム連絡協議会)	186
(26) 災害時の栄養・食生活支援活動に関する協定書 (県福祉保健課、(公社)長崎県栄養士会)	189
(27) 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定 (県福祉保健課、長崎災害リハビリテーション推進協議会)	192

(28) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (県住宅課、(一社) プレハブ建築協会)	195
(29) 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書 (県住宅課、(公社) 長崎県宅地建物取引業協会、(公社) 全日本不動産協会長崎県本部)	197
(30) 災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定 (県住宅課、(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会)	201
(31) 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書 (県住宅課、(独) 住宅金融支援機構)	202
(32) 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書 (県住宅課、(一社) 全国木造建設事業協会)	204
(33) 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書 (県住宅課、(一社) 日本木造住宅産業協会、(一社) 日本ムービングハウス協会)	206
(34) 災害時における畳の供給に関する協定書 (県住宅課、長崎県畳工業組合)	210
(35) 地震時等における被災建築物応急危険度判定等に関する協定書 (県建築課、(一社) 長崎県建築士会)	212
(36) 災害時における支援に関する協定書 (県防災企画課、長崎県石油商業組合)	214
(37) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書 (県防災企画課、(株)ココストア、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)デイリーヤマザキ、(株)ファミリーマート、(株)ローソン、(株)壱番屋、(株)モスフードサービス、(株)吉野家、(株)ダスキン)	220
(38) 大規模災害発生時における相互協力に関する協定書 (県防災企画課、西日本高速道路(株)九州支社)	238
(39) 災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定 (県交通政策課、(公社) 長崎県トラック協会)	240
(40) 大規模災害発生時における復興支援に関する協定書 (県防災企画課、長崎県土地家屋調査士会)	246
(41) 災害時における災害救助犬の出動及び捜索活動に関する協定書 (県防災企画課、(特非)九州災害救助犬協会)	248
(42) 災害時における復旧応援業務に関する協定書 (県防災企画課、(一社)長崎県ビルメンテナンス協会)	250
(43) 災害時における空調衛生設備等の応急対策に関する協定書 (県防災企画課、(一社)長崎県空調衛生設備業協会)	252
(44) 災害時における冷凍空調設備等の応急対策に関する協定書 (県防災企画課、(一社)西日本冷凍空調工業会)	254
(45) 災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定書 (県防災企画課、(一社)長崎県建造物解体工業会)	257
(46) 災害時における緊急輸送に関する協定書 (県防災企画課、(一社)長崎県バス協会)	260
(47) 災害時のタクシーにおける緊急輸送に関する協定書 (県防災企画課、(一社)長崎県タクシー協会)	263
(48) 大規模災害に備えた防災力向上の相互協力に関する協定書 (県防災企画課、損害保険ジャパン日本興亜(株))	266
(49) 災害に係る情報発信等に関する協定書 (県防災企画課、ヤフー(株))	268
(50) 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 (県防災企画課、生活衛生課、福祉保健課、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合)	270

(51) 災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (県防災企画課、長崎三菱自動車販売(株)、三菱自動車工業(株))	273
(52) 災害時における愛護動物の救護に関する協定書 (県生活衛生課、(公社)長崎県獣医師会)	280
(53) 長崎県災害多言語支援センターの設置・運営に関する協定書 (県国際課、(公財)長崎県国際交流協会)	282
(54) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書 (県土木部、九州地方整備局)	284
(55) 九州・山口9県災害時応援協定 (県人事課、防災企画課、交通政策課、水環境対策課、福祉保健課、医療政策課、漁港漁場課、農産園芸課、住宅課、道路維持課、港湾課、九州・山口9県)	290
(56) 九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定 (県生活衛生課、九州・山口9県)	324
(57) 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定 (県資源循環推進課、九州・山口9県)	327
(58) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定書 (九州地方知事会、関西広域連合)	329
(59) 災害時における緊急輸送に関する協定書 (県防災企画課、松浦鉄道(株))	332
(60) 災害時における相互連携に関する協定書 (県防災企画課、西日本電信電話(株)、九州電力(株)、九州電力送配電(株))	335
(61) 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定書 (県防災企画課、(株)バカン)	339
(62) 災害応急対策等にかかる連携協定 (県防災企画課、西九州トヨタ自動車(株)、長崎トヨペット(株)、トヨタカローラ長崎(株)、ネットトヨタ長崎(株)、(株)トヨタレンタリース長崎、トヨタモビリティパーソ(株)長崎支社)	341
(63) 大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書 (県防災企画課、長崎専門職団体連絡協議会)	343
(64) 九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定書 (県地域環境課、(一社)建築物石綿含有建材調査者協会、九州・山口9県)	347
(65) 九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定書 (県地域環境課、(一社)日本アスベスト調査診断協会、九州・山口9県)	349
(66) 有事における庁舎の相互利用に関する協定書 (県防災企画課、佐世保市)	351
(67) 災害時における物資等の緊急輸送及び救援物資の荷捌き等に関する協定書 (県防災企画課、長崎専門職団体連絡協議会)	354
(68) 九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定書 (県地域環境課：九州・山口9県、(一社)日本アスベスト調査診断協会)	357
(69) 有事における庁舎の相互利用に関する協定書 (防災企画課、佐世保市)	360
(70) 災害支援ナースの派遣に関する協定 (県地域保健推進課：医療法人 重工記念長崎病院：社会医療法人 健友会 上戸町病院：社会医療法人 春回会 井上病院：地方独立行政法人 長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター：医療法人 保善会 田上病院：長崎大学病院：公益社団法人 日本海員掖済会 長崎掖済会病院：宗教法人 聖フランシスコ病院会 聖フランシスコ病院：国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院：社会医療法人財団 白十字会 佐世保中央病院：地方独立行政法人 佐世保市総合医療センター：独立行政法人労働者健康安全機構 長崎労災病院：独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病	

院：公益社団法人 地域医療振興協会 市立大村市民病院：長崎県病院企業団 長崎県島原病院：医療法人 栄和会 泉川病院：医療法人 光善会 長崎百合野病院：一般社団法人 長崎市医師会：合同会社 MYS：合同会社 coming 訪問看護・介護ステーション幸：公益社団法人 長崎県看護協会：特定医療法人 光晴会病院：社会福祉法人十善会 十善会病院：医療法人外海弘仁会 日浦病院：公立小浜温泉病院：医療法人青藍会 みどりの園病院)	362
(71) 災害時における物資等の緊急輸送及び救援物資の荷捌き等に関する協定書 (防災企画課、一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク)	364
(72) 災害時におけるキッチンカーによる炊き出し支援の実施等に関する協定書 (防災企画課：長崎県キッチンカー協会)	366
(73) ドローンを活用した災害時等における活動協力に関する協定書 (県防災企画課：一般社団法人ドローン減災士協会長崎支部)	368
(74) 大規模災害時における応急対策業務に関する基本協定書 (県道路維持課、一般社団法人九州レッカー事業協力会)	371
(75) 災害時における臨床検査技師の派遣に関する協定書 (医療政策課：一般社団法人長崎県臨床検査技師会)	373
(76) 災害時等における協力に関する協定書 (防災企画課、生活衛生課：一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会)	376
(77) 災害応急対策等にかかる連携協定 (防災企画課：株式会社ホンダモビリティ九州)	379
(78) 大規模災害発生時における空中写真撮影等に関する協定書 (県建設企画課：公益財団法人日本測量調査技術協会)	382
4 防災ヘリコプター (県防災企画課)	384
(1) 長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱	384
(2) 長崎県防災ヘリコプター運航規程	396
(3) 長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領	403
(4) 防災消防ヘリコプター相互応援協定	411
5 ヘリコプター離着陸場等 (県防災企画課)	414
(1) 離着陸場一覧表	414
(2) 離着陸適地一覧表	415
(3) 地上と航空機との交信方法	420
6 自主防災組織 (県防災企画課)	421
長崎県内の自主防災組織率一覧表	421
7 総合防災訓練 (県防災企画課)	423
長崎県総合防災訓練実施要綱	423
8 道路災害予防計画 (県道路維持課)	427
(1) 異常気象時における道路通行規制要領	427
(2) 道路監視員による道路パトロール実施要領	428
9 自衛隊派遣要請計画 (自衛隊)	430
(1) 県内自衛隊の配置及び管轄区域	430
(2) 派遣要請の系統	431
(3) 市町村側において準備すべき資材及び器材等について	432
(4) 災害派遣対象器材	433

10 救急医療体制（県医療政策課）	437
(1) 長崎県の救急医療体制	437
(2) 救急告示医療機関一覧表	438
(3) 防疫用薬剤等調達先調	443
11 緊急輸送道路ネットワーク計画（県道路建設課、道路維持課）	445
緊急輸送道路ネットワーク等内訳表	445
緊急輸送道路ネットワーク図	456
12 交通規制基本計画（県警察本部）	457
13 広域火葬計画（県生活衛生課）	462
14 緊急消防援助隊受援計画（県消防保安室）	467
15 災害時の物資備蓄等に関する基本方針	480
16 みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例（県防災企画課）	486

1 防災組織

(1) 防災会議

(県防災企画課)

① 長崎県防災会議条例

〔 昭和 37 年 10 月 1 日
長崎県条例第 47 号 〕

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 15 条第 8 項の規定に基づき、長崎県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町の長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の総数は、47 人以内とする。

2 市町の長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第 3 条 防災会議に、幹事 50 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第 4 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑 則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 52 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

② 長崎県防災会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県防災会議条例（昭和37年長崎県条例第47号）第5条の規定に基づき、長崎県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長において必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の3分の1以上が出席しなければこれを聞くことができない。
- 3 委員は、止むを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 会長は、防災会議の議長となり、議事を整理する。
- 5 会長が会議に出席できないときは、あらかじめ会長が指名する者にその権限を委任することができる。
- 6 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(幹事会)

第3条 防災会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、防災企画課長の職にある幹事がこれに当たる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。
- 4 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。
- 5 幹事会は、議案の内容に応じ、幹事長が必要を認める範囲の幹事について招集することができる。

(会長の専決処分)

第4条 防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害対策本部の設置について、知事に意見を述べること
- (2) 長崎県地域防災計画の要旨を公表すること
- (3) 市町村地域防災計画及び指定地城市町村防災計画の作成又は修正について知事に意見を述べること
- (4) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項
- (5) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(書面による決議)

第5条 防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、次の各号に掲げるものについて、書面を以って議決を行うことができる。

- (1) 長崎県地域防災計画の作成又は修正に関する事項
- (2) 本要綱の改正に関する事項

2 書面による議決は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(記録)

第6条 会長は、職員をして次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。

- (1) 防災会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 会議の経過
- (5) その他参考事項

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和38年3月28日から施行する。

附 則

この要綱(改正)は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱(改正)は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱(改正)は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱(改正)は、令和5年4月1日から施行する。

③ 長崎県防災会議委員名簿

長崎県防災会議委員名簿 (69名) (令和7年11月19日現在)

機関名	職名	機関名	職名
会長 (災害対策基本法第15条等2項)			
長崎県	知事		
指定地方行政機関 (災害対策基本法第15条第5項1号委員) 18名			
九州管区警察局	局長	九州森林管理局	局長
九州厚生局長崎事務所	所長	長崎海上保安部	部長
九州農政局	局長	大阪航空局長崎空港事務所	空港長
九州防衛局	局長	九州運輸局長崎運輸支局	支局長
九州地方整備局	局長	長崎地方気象台	台長
九州経済産業局	総務企画部長	長崎労働局	局長
九州産業保安監督部	部長	国土地理院九州地方測量部	部長
福岡財務支局長崎財務事務所	所長	九州管区行政評価局長崎行政監視行政相談センター	センターチーフ
九州総合通信局	局長	九州地方環境事務所	所長
陸上自衛隊 (災害対策基本法第15条第5項2号委員) 1名			
陸上自衛隊第16普通科連隊	連隊長		
教育委員会 (災害対策基本法第15条第5項3号委員) 1名			
長崎県教育委員会	教育長		
警察本部 (災害対策基本法第15条第5項4号委員) 1名			
長崎県警察本部	本部長		
県機関 (災害対策基本法第15条第5項5号委員) 7名			
長崎県	副知事	長崎県	土木部長
〃	危機管理部長	〃	五島保健所長
〃	総務部長	〃	男女参画・女性活躍推進室長
〃	福祉保健部長		
市町及び消防 (災害対策基本法第15条第5項6号委員) 5名			
長崎県市長会	会長	佐世保市消防局	消防局長
長崎県町村会	会長	(公財)長崎県消防協会	会長
長崎市消防局	消防局長		
指定公共機関又は指定地方公共機関 (災害対策基本法第15条第5項7号委員) 26名			
日本銀行長崎支店	支店長	(一社)長崎県LPGガス協会	会長
日本赤十字社長崎県支部	事務局長	(一社)長崎県バス協会	会長
日本放送協会長崎放送局	局長	(公社)長崎県トラック協会	会長
西日本高速道路㈱九州支社 長崎高速道路事務所	所長	島原鉄道㈱	代表取締役
九州旅客鉄道㈱長崎支社	執行役員長崎支社長	松浦鉄道㈱	代表取締役
西日本電信電話㈱長崎支店	支店長	九州旅客船協会連合会	副会長
日本郵便㈱長崎中央郵便局	局長	長崎放送㈱	取締役報道メディア局長
西部ガス㈱供給本部	長崎供給部長	㈱テレビ長崎	報道部長
日本通運㈱長崎支店	支店長	長崎文化放送㈱	報道制作局長
九州電力㈱	執行役員長崎支店長	㈱長崎国際テレビ	取締役報道制作局長
(一社)長崎県医師会	常任理事	㈱エフエム長崎	放送部長
(一社)長崎県歯科医師会	専務理事	㈱長崎新聞社	編集局長
(公社)長崎県看護協会	専務理事	(一社)長崎県建設業協会	会長
自主防災組織及び学識経験者 (災害対策基本法第15条第5項8号委員) 9名			
長崎県女性防火防災クラブ連絡協議会	会長	(公社)長崎県栄養士会	会長
長崎県地域婦人団体連絡協議会	会長	(一社)長崎県助産師会	災害対策担当理事
長崎大学	名誉教授	(特非)日本防災士会 長崎県支部	支部長

(福)長崎県社会福祉協議会	事務局長	長崎県病院企業団	看護管理監
(一社)長崎県薬剤師会	会長		

(2) 災害対策本部

(県防災企画課)

① 長崎県災害対策本部条例

〔昭和37年10月1日
長崎県条例第48号〕

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、長崎県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指導監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

② 長崎県災害対策本部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は長崎県災害対策本部条例（昭和37年長崎県条例第48号）第3条及び第4条の規定に基づき、長崎県災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副知事をもって充てる。

(本部長の職務代理)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した災害対策本部員（以下「本部員」という。）がその職務を代理する。

(災害対策本部員及び職員)

第4条 本部員は次の職員をもって充てる。

- (1) 危機管理対策監
- (2) 秘書・広報戦略部、総務部、企画部、地域振興部、文化観光国際部、県民生活環境部、福祉保健部、産業労働部、水産部、農林部、土木部の部長又は局長
- (3) 出納局、交通局の局長
- (4) 教育長
- (5) 警察本部長

2 前項に掲げるもののほか、災害対策本部の職員（以下「本部職員」という。）は、次の職員をもって充てる。

- (1) 長崎県職員定数条例（昭和24年長崎県条例第43号）に定める職員
- (2) 警察職員の定員に関する条例（昭和29年長崎県条例第22号）に定める職員
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）附則第8条に規定する職員

(部及び班)

第5条 対策本部に別表第1に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

(部長、副部長及び班長)

第6条 部に部長及び副部長を、班に班長を置く。

- 2 部長、副部長及び班長は、別表第1のそれぞれの担当職欄に掲げる職にある本部員及び本部職員をもって充てる。
- 3 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは、その事務を代理する。
- 4 班長は、当該班の所掌事務について、部長及び副部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務の処理にあたる。

(情報員及び連絡員)

第7条 対策本部が設置されたときは、各部長は、本部職員のうちから情報員及び連絡員を指名して、情報員1名を災害対策本部室に常駐させるものとする。

ただし、本部長が必要と認める場合には、情報員以外の本部職員を災害対策本部室に常駐させることができる。

- 2 情報員は、災害情報、被害状況等の把握及びその対応にあたる。
- 3 連絡員は、各部及び各班の連絡等に関する事務を処理する。

(本部会議)

第8条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

2 本部会議は、必要のつど、本部長が招集する。

(地方本部)

第9条 地方における災害対策に関する事務の円滑な処理を図るため、対策本部に地方本部を置く。

2 地方本部の名称及び所管区域並びに設置場所は、別表第2のとおりとする。

3 地方本部は、その所管区域内のある県の出先機関をもって組織する。

4 地方本部に地方本部長を置く。

5 地方本部長は、振興局長の職にある本部職員をもって充てる。

(地方本部長の職務)

第10条 地方本部長は、本部長の命を受け、地方本部の所管区域内における防災に関する事務を処理する。

2 地方本部長に事故があるときは、地方本部長があらかじめ指名した地方本部の本部職員がその職務を行う。

(地方本部の組織)

第11条 地方本部の組織等に関し必要な事項は、対策本部の組織等に準じ本部長に協議のうえ、地方本部長が定める。

(現地本部)

第12条 本部長は、応急措置のため現地指導上必要があるときは、長崎県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設けるものとする。

2 現地本部の組織その他必要な事項については、そのつど、本部長が定める。

(他の法令との関係)

第13条 対策本部における事務は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和年法律第193号）その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところによる。

2 前項の場合においては、本部長は当該関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らねばならない。

(補 則)

第14条 この規則に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

改正	昭和47年5月1日	改正	昭和18年4月1日
改正	昭和50年4月1日	改正	平成20年4月1日
改正	昭和61年4月1日	改正	平成21年4月1日
改正	平成8年4月1日	改正	平成23年4月1日
改正	平成11年4月1日	改正	平成27年4月1日
改正	平成13年4月1日	改正	平成30年4月1日
改正	令和5年4月1日		

③ 長崎県災害対策本部事務処理要領

1 目的

この要領は、長崎県災害対策本部条例（昭和37年長崎県条例第48号）及び長崎県災害対策本部規程に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

2 気象情報等の連絡処理

長崎地方気象台からの気象情報及び警報等（以下「気象情報等」という。）の連絡は、防災企画課防災対策室へ通報されるが、これを防災企画課参事（防災担当）、防災企画課長、秘書課長、危機管理対策監に報告するものとする。

3 災害対策本部の設置

(1) 危機管理対策監（総務対策部長）は、気象情報等によって、災害が発生し、又は発生のおそれがあると判断した場合は、知事（本部長）及び各部長に対し、状況を報告又は通報する。

(2) 知事（本部長）は、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めるときは長崎県災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

なお、県内に震度5弱以上の地震が発生、長崎県内に津波警報（津波・大津波）が発表又は長崎県内に特別警報が発表された場合は自動的に対策本部が設置される。

(3) 対策本部は、原則として県庁行政棟3階災害対策本部室・特別会議室に置く。ただし、災害の程度によっては対策本部を防災企画課に置くことができる。

(4) 災害対策本部室（以下「本部室」という。）及び県庁正面玄関には「長崎県災害対策本部」の表示を行うものとする。

(5) 本部室の配置

本部室の配置については、別に定める。

(6) 本部室の装備

本部室には次の装備を架設する。

災害用電話（含予備電話60台（アナログ30台、デジタル30台）	73台
警察専用電話	1台
消防防災無線電話	1台
緊急防災情報端末	1式
国一斉受令音声／FAX（地上／衛星）	1式
防災情報端末・音声受令装置	1式
統制指令台	1式
電子ボード・電子ホワイトボード	1式
その他所要の装備	若干

4 対策本部設置の広報及び伝達

対策本部を設置したときは、NHK、N B C、K T N、N C C、N I B、FM長崎のテレビ又はラジオを通じて広く県民に周知するとともに、勤務時間中にあっては庁内放送をもって庁内職員に対して周知するものとする。

5 災害対策本部室の勤務体制と班の組織

(1) 本部室には、総務対策班のほか他の本部等から派遣された情報員を常駐させる。

また、長崎県災害対策本部規程第8条に基づき本部会議が招集されたときは、本部会議室を県庁行政棟3階災害対策本部室・特別会議室に設置する。

(2) 関係機関との連絡、災害情報の収集等的確な措置をとるため、総務対策班に次の4係を置く。

ア 指揮・総括係

- 総務対策班の指揮・総括
- 災害対策本部の設置・廃止検討
- 本部長の命令・指示等の伝達
- 災害応急対策の実施状況の把握、進捗管理
- 市町の実施すべき応急措置の助言、代行決定
- 特命事項の決定

イ 総務・連絡班

- 災害対策本部会議の開催・運営
- 県各部・各班との連絡調整、情報収集
- 国等への応援要請・連絡調整
- 情報分析・災害応急対策方針の企画・立案
- 本部職員の非常召集
- 災害対策本部の庶務

ウ 情報・記録係

- 気象情報、災害情報の収集、記録、整理及び伝達
- 原子力施設、危険物等の安全確認
- 国への被害報告
- 通信機器、各種システムの確保、設置運用

エ 救助係

- 自衛隊の災害派遣要請、活動調整
- 防災ヘリの運航管理、活動調整
- 消防機関との連絡調整
- 県警察からの情報収集・活動調整
- 海保への応急措置実施要請、活動調整

(3) 連絡員は原則として各部主管課の総括課長補佐をもって充て、次に掲げる事項について各部・各班との連絡に当たるものとする。

ア 本部長命令、指示の伝達

イ 気象情報等の伝達

ウ 情報の本部への報告及び本部情報の伝達

エ 部内の災害対策についての連絡調整

(4) 情報員は、各所管部に係る災害情報、被害状況等の把握及びその対応（処理）等にあたるものとする。

6 配備要員の招集

- (1) 対策本部、各部、各班の動員については、原則として以下のとおりとする。ただし、本部長又は各部長は災害の状況に応じて、本部指令を基準として、臨機応変に動員する。なお、警察本部については、警察本部長の定めるところによる。
- (2) 各部、各班長は、あらかじめ配備要員を指名しておくとともに所属職員の応急措置に関する担任事務を定め、所属職員に周知徹底し、知事（本部長）又は上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

災害対策本部、災害警戒本部体制

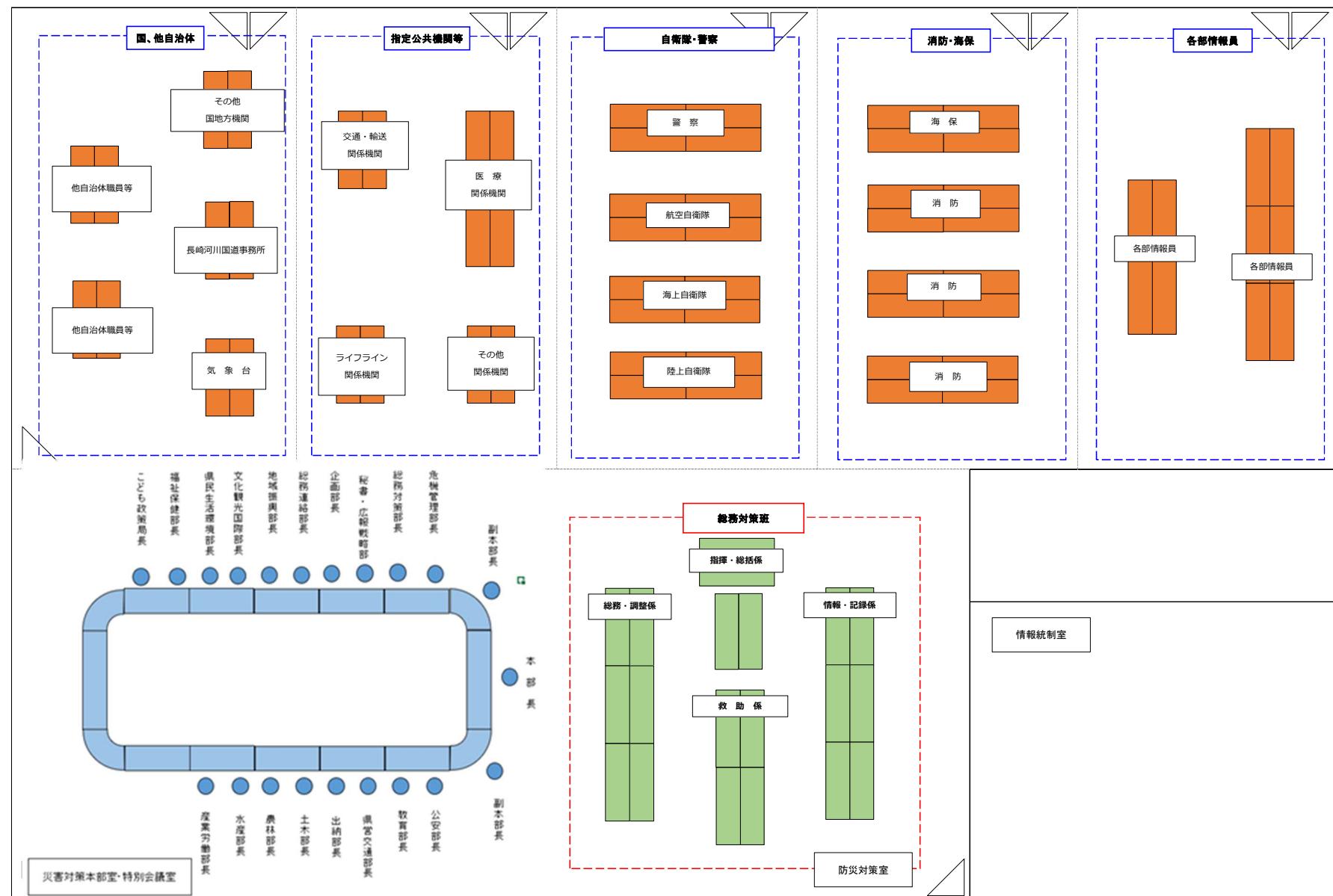
設置本部	配備区分	配備基準			配備内容	指定職員等
		風水害	地震・津波	噴火		
長崎県災害警戒本部	警戒配備	・災害発生の恐れのある各種気象情報の発表時		・噴火警報（火口周辺）レベル2（火口周辺規制）発表時で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する警戒態勢	・危機管理部の指定された職員（別途通知） ・防災関係課で指定された職員
			・震度4発生 ・津波注意報発表	・噴火警報（火口周辺）レベル3（入山規制）発表		・危機管理部の指定された全職員 ・防災関係課で指定された職員 ・各部情報員
長崎県災害対策本部	第1配備	・重大な災害が起るおそれがある各種気象特別警報の発表時 ・比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度5弱発生 ・津波警報発表	・噴火警報（居住地域）レベル4（高齢者等避難）発表 ・噴火警報（火口周辺）レベル3（入山規制）発表時で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する情報収集・伝達及び応急対策を実施する態勢	・危機管理部の指定された全職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第2配備	・相当の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度5強発生 ・大津波警報発表	・噴火警報（居住地域）レベル5（避難）発表 ・噴火警報（居住地域）レベル4（避難準備）発表時で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する応急対策を実施する態勢	・危機管理部の全職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第3配備	・特に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度6弱以上発生	・噴火警報（居住地域）レベル5（避難）発表時で、本部長が必要と認めるとき	県の全機能をあげて防災活動を実施する態勢	・全職員
	特別配備	・被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	—	—	本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する態勢	・本部長が必要と認める人員

(3) 配備要員の招集については、府内放送及び電話連絡等最も速やかに実施できる方法による。

7 警戒体制

- (1) 対策本部設置前において警戒体制がとられたときは、本部職員は自宅、その他の場所で所在連絡方法を明らかにして待機する。
- (2) 各部・各班は、常日頃から気象情報に注意し、気象情報の推移によっては、各班の配備要員の再確認と不在中の本部職員については代替要員の指定を行い、対策本部設置に伴う配備要員の招集に応ずる体制を確立する。
- (3) 招集を受けた配備要員は、昼夜の別なく、又交通機関の有無にかかわらず最も短時間で定められた場所に到着するよう努めなければならない。

災害対策本部配置図（県庁行政棟3階）



8 各部相互間及び防災関係機関の応援動員

(1) 動員要請

対策本部の各対策部長は、他部職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して動員班（人事課）に要請する。

- ア 応援を要する期間
- イ 勤務場所
- ウ 勤務内容
- エ 応援を要する職種等
- オ 集合日時、場所、携行品
- カ その他必要事項

(2) 動員の措置

ア 動員班（人事課）は、応援要請内容により、余裕のある他部から動員の措置を講ずるものとする。

イ 応援のため動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて他部の応援を行う。

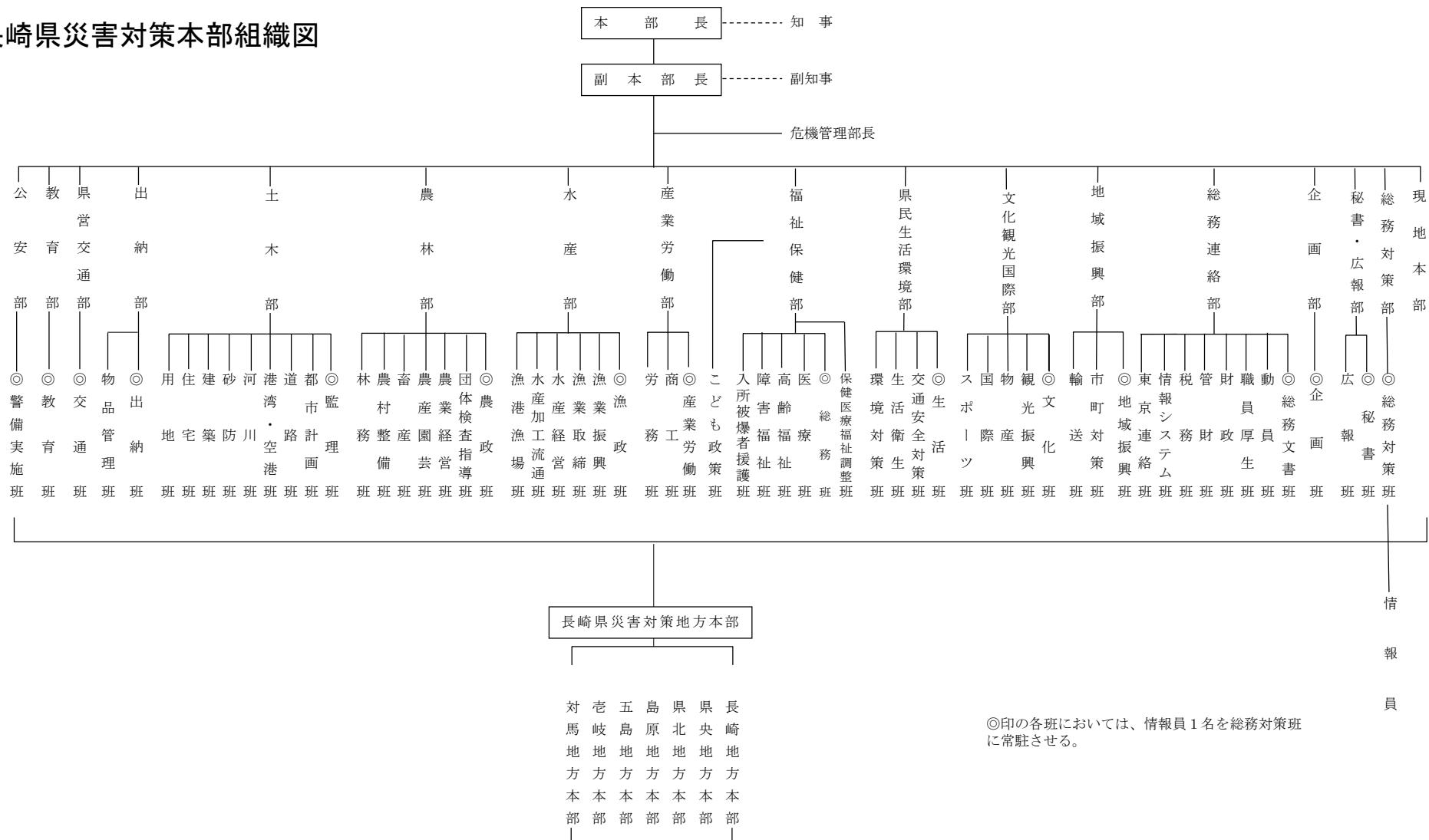
（3）特定職種の職員が不足するときは、災害対策基本法第29条によって指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

（4）地方本部において応援を必要とするときは、（1）の対策本部に準じて応援を求める。

地方本部の名称及び管轄区域並びに設置場所

名 称	管 轄 区 域	設置場所
長崎 地方本部	長崎市、西彼杵郡	長崎 振興局
県央 地方本部	諫早市、大村市	県央 振興局
島原 地方本部	島原市、雲仙市、南島原市	島原 振興局
県北 地方本部	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡	県北 振興局
五島 地方本部	五島市、南松浦郡	五島 振興局
壱岐 地方本部	壱岐市	壱岐 振興局
対馬 地方本部	対馬市	対馬 振興局

④長崎県災害対策本部組織図



◎印の各班においては、情報員1名を総務対策班に常駐させる。

⑤ 災害対策本部組織及び事務分掌

(長崎県災害対策本部規程 別表第1)

部名	部長・副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
総務対策部	(部長) 危機管理対策監 (副部長) 防災企画課長	総務対策班	防災企画課長 基地対策・国民保護課長 消防保安室長	1 災害対策本部に関すること 2 本部会議に関すること 3 総合的災害対策の樹立及び各部関係機関との連絡調整に関すること。 4 本部職員の非常招集に関すること。 5 自衛隊の出動要請に関すること。 6 国会、中央官庁等に関する要望書の作成に関すること。 7 災害情報の収集並びに記録に関すること。 8 気象情報の接受及び通報に関すること。 9 消防署、消防団その他消防指導に関すること。 10 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。 11 災害対策本部の通信施設に関すること。
秘書・広報部	(部長) 秘書・広報戦略部長 (副部長) 秘書課長	秘書班	秘書課長	1 本部長及び副本部長の災害視察に関すること。 2 災害見舞及び視察者の対応に関すること。
		広報班	ながさき PR 戦略課長 広報課長	1 災害関係の広報に関すること。 2 報道機関との連絡調整と資料、情報の提供に関すること。
企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 企画部次長	企画班	政策調整課長 政策企画課長 IR 推進室長 デジタル戦略課長	1 災害調査団等に関すること 2 災害復旧と県勢振興計画の調整に関すること 3 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。
総務連絡部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務部次長	総務文書班	総務文書課長 県民センター長 学事振興課長 総務事務センター長 債権管理室長	1 災害対策本部総務連絡部の運営に関すること。 2 本部長の命令指示等の部内への伝達に関すること。 3 総務部長の命令指示等の部内への伝達に関すること。 4 災害対策本部、他部との連絡調整に関すること。(他班の所管に属するものを除く) 5 部内関係の被害状況の収集及び本部への報告に関すること。 (他班の所管に属するものを除く) 6 部内関係の被害に対する対策に関すること。 7 部内各班の活動の総合調整に関すること。 8 県民からの問い合わせ、意見に関すること。 9 長崎県公立大学法人、私立学校の被害状況の収集及びその対策に関すること。
		動員班	人事課長 新行政推進室長	1 災害時における人員の配置及び調整に関すること。 2 職員の非常招集に関すること。 3 国・自治体等からの派遣受け入れに関すること。 4 職員の勤務体制の整備に関すること。
		職員厚生班	職員厚生課長	職員の罹災状況調査及び見舞金等の給付と貸付に関すること。
		財政班	財政課長	災害対策にかかる予算措置に関すること。
		管財班	管財課長	1 災害対策本部の庁舎等に関すること。(通信施設を含む) 2 被災地視察用自動車の配車に関すること。 3 公有財産の被害状況の収集及びその対策に関すること。
		税務班	税務課長	県税の減免等に関すること。
		情報システム班	スマート県庁推進課長	1 県庁 LAN 等ネットワークの運用確保に関すること。 2 PC 等情報機器の調達に関すること。
		東京連絡班	東京事務所長	国会、中央官庁等との連絡調整、広報及び資料配布に関すること。

部名	部長・副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
地域振興部	(部長) 地域振興部長 (副部長) 地域づくり推進課長	地域振興班	地域づくり推進課長 土地対策室長 県庁舎跡地活用室長	1 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
		市町対策班	市町村課長	1 市町村の緊急資金のあっせんに関すること
		輸送班	交通政策課長 新幹線対策課長	1 運輸施設の被害状況の収集及びその対策に関すること 2 輸送計画全般に関すること 3 応急救助物資の陸上輸送に関すること
文化観光国際部	(部長) 文化観光国際部長 (副部長) 文化観光国際部次長	文化班	文化振興・世界遺産課長 ながさきピース文化祭課長	1 局内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。 2 所管施設・設備の安全性の確保に関すること 3 県が主催する文化芸術事業(イベント等)の実施についての検討・連絡調整に関すること
		観光振興班	観光振興課長 国際観光推進室	1 関係団体や各市町の観光担当部署との連絡調整に関すること及び所管施設の被災状況把握、その対策に関すること。 2 県内観光施設の被災状況についての情報収集および応急対策に関すること。
		物産班	物産ブランド推進課長	1 所管団体及び施設の被災状況の把握に関すること 2 県が主催する物産関係事業の実施についての検討・連絡調整に関すること
		国際班	国際課長	1 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること。
		スポーツ班	スポーツ振興課長	1 県及び関係団体が主催する大会、試合等における来場者、関係者の被災状況の情報収集及びその対策に関すること
県民生活環境部	(部長) 県民生活環境部長 (副部長) 県民生活環境部次長	生活班	県民生活環境課長 男女参画・女性活躍推進室長 人権・同和対策課長 統計課長 食品安全・消費生活課長	1 災害時における消費者物価に関すること 2 県災害ボランティア本部及び災害ボランティア関係課との連絡調整に関すること 3 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること 4 男女共同参画の視点での災害対応に関すること
		交通安全対策班	交通・地域安全課長	1 災害時における交通安全対策に関すること
		生活衛生班	生活衛生課長	1 食品衛生関係営業等にかかる被害状況収集及び食品衛生に関すること 2 生活衛生関係営業等に係る施設の被害状況収集及びその対策に関すること 3 動物愛護に関すること
		環境対策班	地域環境課長 水環境対策課長 資源循環推進課長 自然環境課長	1 水道施設の被害状況収集及び復旧対策に関すること 2 下水道、農業集落排水、浄化槽の被害状況収集及び復旧対策に関すること 3 応急給水に係る連絡調整及び対策に関すること 4 し尿、ごみ等の処理並びに廃棄物処理施設等に関すること 5 国、他都道府県、県内市町及び廃棄物関係業界への支援要請及び連絡調整を行い、災害廃棄物及びし尿の処理に関する広域的な支援体制の確保に関すること 6 自然公園施設の災害対策に関すること
福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 福祉保健部次長	保健医療福祉調整班	福祉保健課長 医療監 地域保健推進課長	1 医療系及び、保健・福祉系活動チームの派遣調整に関すること。 2 被災地・避難所での保健医療福祉活動に関する情報連携に関すること。 3 被災地・避難所等の情報の整理・分析及び部内の総合調整に関すること。

部名	部長・副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
福祉保健部		総務班	福祉保健課長 監査指導課長 国保・健康増進課長 原爆被爆者援護課長	1 災害救助法に基づく諸対策に関する事。 2 人的及び家屋の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 3 災害弔慰金、災害援護資金に関する事。 4 義援金品等の受け、配分及び輸送に関する事。 5 日本赤十字社長崎県支部との連絡に関する事。 6 社会福祉施設及び要援護者の被害状況の情報収集並びにその対策に関する事。(他班の所管に属するものを除く) 7 保護施設の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 8 生活福祉資金に関する事。 9 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関する事。
		医療班	医療政策課長 医療人材対策室長 薬務行政室長	1 医療機関の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 2 医薬品等の調達及び配分、輸送に関する事。 3 看護師等養成施設の被害状況の情報収集及び対策に関する事。 4 防疫に関する事。
		高齢福祉班	長寿社会課長	1 老人福祉施設、老人保健施設の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 2 在宅要援護高齢者の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。
		障害福祉班	障害福祉課長	1 障害者福祉施設の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 2 障害者福祉施設の仮入所調整等に関する事 3 在宅要援護障害者の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 4 避難先等への職員の応援等に関する事
		入所被爆者援護班	原爆被爆者援護課長	1 原爆被爆者保健福祉施設の被害状況の情報集及びその対策
		(副部長) こども政策局長	こども政策班 こども未来課長 こども家庭課長	1 被災により保護が必要な児童の実態把握及びその対策に関する事。 2 児童福祉施設、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の被害状況の収集及びその対策に関する事。
産業労働部	(部長) 産業労働部長 (副部長) 産業労働部次長	産業労働班	産業政策課長 企業振興課長 新産業創造課長 未来人材課長	部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する事。
		商工班	経営支援課長	商工鉱業者の災害金融に関する事。
		労務班	雇用労働政策課長	災害復旧に携わる現場作業員の確保に関する事。
水産部	(部長) 水産部長 (副部長) 水産部次長	漁政班	漁政課長	部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する事。
		漁業振興班	漁業振興課長	1 災害対策用漁船及び遊漁船業登録船の情報提供に関する事。 2 漁船の災害に関する事。 3 県栽培漁業センターの災害対策に関する事。
		漁業取締班	漁業取締室長	漁業取締船の出動に関する事。
		水産経営班	水産経営課長	1 水産業共同利用施設の災害対策に関する事。 2 漁業者等に対する災害金融及び漁業共済に関する事。
		水産加工流通班	水産加工流通課長	長崎県地方卸売市場長崎魚市場に関する事。
		漁港漁場班	漁港漁場課長	1 漁港、海岸施設の災害対策に関する事。 2 沿岸漁場整備開発施設の災害対策に関する事。 3 漂流油等による漁場環境汚染の情報収集に関する事。

部名	部長・副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
農林部	(部長) 農林部長 (副部長) 農林部次長	農政班	農政課長 農山村振興課長 農業イノベーション 推進室長 諫早湾干拓課長	1 農林部全般の災害関係における活動の総合調整に関すること 2 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること 3 農畜産物の被害状況の収集及びその連絡調整に関すること 4 農林部全般の災害対策の連絡調整並びに部外機関との連絡に関すること
		団体検査指導班	団体検査指導室長	農協共同利用施設等の災害対策に関すること。
		農業経営班	農業経営課長	農林災害金融に関すること
		農産園芸班	農産園芸課長 農産加工流通課長	1 農作物の災害対策に関すること。 2 救援（米穀）に関すること。 3 農作物の種苗の確保に関すること。 4 農業災害補償（農業共済）に関すること。
		畜産班	畜産課長	1 畜産、家きんの災害対策に関すること。 2 家畜飼料の補給に関すること。 3 災害に伴う家畜伝染病予防及び防疫に関すること。
		農村整備班	農村整備課長	農地及び農業用施設の災害対策に関すること。
		林務班	林政課長 森林整備室長	森林、山地、林道、林業用施設の災害対策に関すること。
土木部	(部長) 土木部長 (副部長) 土木部技監 土木部次長 土木部参事監	監理班	監理課長 建設企画課長 盛土対策室長	部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。
		都市計画班	都市政策課長	1 連続立体交差事業や土地区画整理事業等の災害対策に関すること。 2 都市公園その他都市施設の災害対策に関すること。 3 市街地での堆積土砂による災害対策に関すること。
		道路班	道路建設課長 道路維持課長	災害時における道路及び橋梁の使用及び災害対策に関すること。
		港湾・空港班	港湾課長	1 港湾の災害対策に関すること。 2 高潮対策に関すること。 3 空港の災害対策に関すること。
		河川班	河川課長	1 水防本部に関すること。 2 河川、溝きょ、水路及び樋管の災害対策に関すること。
		砂防班	砂防課長	1 土石流対策に関すること。 2 地すべり対策に関すること。 3 急傾斜地対策に関すること。 4 土砂災害防止法に関すること。
		建築班	建築課長 営繕課長	建築物及び宅地の災害防止に関すること。
		住宅班	住宅課長	1 県営住宅の災害対策に関すること。 2 災害住宅の建築に関すること。 3 住宅金融に関すること。
		用地班	用地課長	土木部所管にかかる公有財産の災害対策に関すること。
		出納班	会計課長	義援金の保管に関すること。
出納部	(部長) 出納局長 (副部長) 会計課長	物品管理班	物品管理室長	災害対策に係る物品の調達に関すること。
		交通班	交通局管理部長	1 県営バスの被害状況の収集及びその対策に関すること。 2 県営バスによる避難住民・旅客等の運送の確保に関すること。

部名	部長・副部長 担当職	班名	班長担当職	事務分掌
教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育次長	教育班	教育政策課長 働きがい推進室長 福利厚生室長 教育環境整備課長 義務教育課長 高校教育課長 教育DX推進室長 特別支援教育課長 児童生徒支援課長 生涯学習課長 学芸文化課長 体育保健課長	1 学童及び授業の措置に関する事。 2 学校用教科書のあっせん調達に関する事。 3 教職員の罹災状況調査並びに見舞金等の給付及び貸付けに関する事。 4 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する事。
公安部	(部長) 警察本部長 (副部長) 警備部首席参事官	警備実施班	警備課長	県警察災害警備本部との連絡に関する事。

⑥ 地方本部の名称及び管轄区域並びに設置場所

(長崎県災害対策本部規程 別表第2)

名 称	管 轄 区 域	設置場所
長崎地方本部	長崎市、西彼杵郡	長崎振興局
県央地方本部	諫早市、大村市	県央振興局
島原地方本部	島原市、雲仙市、南島原市	島原振興局
県北地方本部	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡	県北振興局
五島地方本部	五島市、南松浦郡	五島振興局
壱岐地方本部	壱岐市	壱岐振興局
対馬地方本部	対馬市	対馬振興局

(3) 災害警戒本部

(県防災企画課)

長崎県災害警戒本部設置要領

1 目的

災害発生のおそれがある各種の気象警報及び噴火警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測されるとき及び震度4の地震が発生または津波注意報が発表されたときは、「長崎県災害警戒本部」(以下、「災害警戒本部」という。)を設置し、関係機関及び民間の協力を得て、災害対策にあたるものとする。

2 災害警戒本部の構成

災害警戒本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報、噴火警報レベル2(本部長が必要と認めるとき)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)などが発せられ各種災害の発生が予測されるとき
 - ア 本部長 危機管理対策監
 - イ 副本部長 防災企画課長、河川課長
 - ウ 本部員 防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室、管財課、福祉保健課、農政課、漁政課、河川課、道絡維持課、港湾課の各課員
- (2) 震度4の地震が発生、津波注意報及び噴火警報レベル3及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき
 - ア 本部長 危機管理対策監
 - イ 副本部長 防災企画課長、河川課長
 - ウ 本部員 防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室、管財課、福祉保健課、農政課、漁政課、河川課、道絡維持課、港湾課の各課員
 - エ 情報員 各部情報員(長崎県災害対策本部規程第7条関係)
- (3) 振興局で構成する「災害警戒地方本部」においては、管内地域が対象となる場合には本庁の「災害警戒本部」と同時または気象警報等の発表と同時に「災害警戒地方本部」を設置するものとする。

3 災害警戒本部での警戒体制

- (1) 原則として、本部員は各課2名以上とし常時当該課において警戒任務にあたるものとする。ただし、管財課員にあっては、状況により電気及び有線電話要員を配置するものとする。
- (2) 本部員は、あらかじめ各課長が勤務要員を定めておくものとする。
- (3) 各部情報員のうち1名を危機管理部の「災害警戒本部(防災室)」に常駐するものとする。なお、「災害警戒本部」が継続している場合でも、状況により常駐を解く場合がある。その時は各所管部の業務に従事するものとする。

4 初動対応

- (1) 本部長は、勤務時間中に気象警報の発表等、災害の発生が予見される場合には、その都度、府内放送により、災害対策の速やかな初動体制の立ち上げに寄与するために職員に情報を提供するものとする。
- (2) 本部長は、災害警戒本部を設置したときは、勤務時間中にあっては府内放送をもって連絡し、勤務時間外にあっては、本部員である課長に連絡するとともに課長の指示によりあらかじめ指名された本部員は速やかに本部勤務に服するものとする。

(3) 本部長は災害警戒本部を設置したときは、ただちに警察本部、自衛隊長崎地方協力本部、陸上自衛隊第16普通科連隊、海上自衛隊佐世保地方総監部、長崎海上保安部、日本赤十字社長崎県支部及び長崎地方気象台に連絡し、協力体制を確立するものとする。

(4) 災害警戒本部の総括的な連絡調整は、防災企画課において行うものとする。

各本部員の所属課並びにその他の各部課で災害対策本部の「被害報告処理系統図」に準じて収集、把握した災害に関する情報は、各部課の所定の様式等により、速やかに防災企画課に報告するものとする。

また、災害警戒本部解散後、被害の状況、被害の種別、被害額等が判明または変動した場合には防災企画課へ報告を行うものとする。

なお、被害を被った県民の民生の安定のため、各部課で実施しようとする各種の対策については、その内容を防災企画課に報告するとともに、必要に応じ、その施策の内容を秘書課を通じて知事及び副知事等に報告するものとする。

(5) 本部長は、気象警報発表中、及び解除後においても被害情報等をとりまとめた場合は、臨時報を隨時作成し、府内各部主管課（出納局・教育庁を含む）、各災害警戒地方本部並びに各報道機関に提供するとともに、必要に応じ、秘書課を通じて知事及び副知事等に報告するものとする。

5 広報及び情報の収集、伝達

災害警戒本部は、一般県民及び県が委嘱をしている各種のモニターなどから災害情報（危険箇所等）の通報について協力するよう呼びかけるため、新聞、ラジオ、テレビを通じて連絡に必要な事項を広報するものとする。

6 災害警戒本部の解散又は災害対策本部への切替の時期

- (1) 災害警戒対策本部の解散は、気象警報などが解除され、災害の危険が解消したと認めたとき、本部長が解散する。
- (2) 災害が拡大して、災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、災害対策本部を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。

長崎県災害警戒本部設置時における情報伝達方法

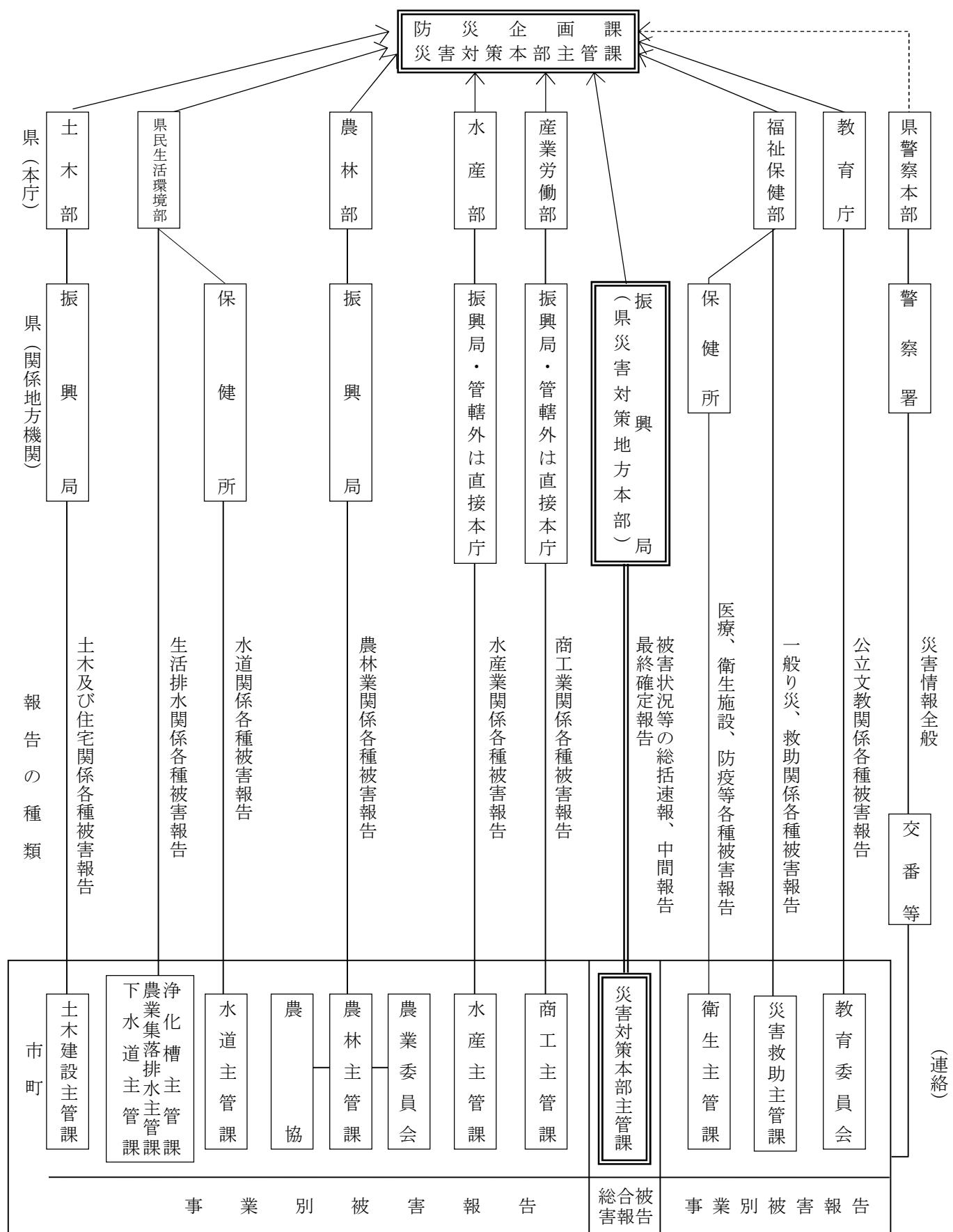
情報の種類	情報連絡先		
	各市町	消防本部	地方本部
陸自第16普通科連隊			
大雨・低気圧・大雪に関する情報	○	○	
警報・注意報の発令、解除	○	○	
台風情報	○	○	
震度情報（県内震度4以上）	○	○	
津波警報等	○	○	
南海トラフ地震臨時情報	○	○	

○：FAX送信

附則

平成11年9月17日改正	平成19年4月1日改正
平成12年4月1日改正	平成21年4月1日改正
平成13年4月1日改正	平成22年4月1日改正
平成15年4月1日改正	平成23年4月1日改正
平成16年4月1日改正	令和5年4月1日改正
平成18年4月1日改正	令和6年2月1日改正

被害報告処理系統図（市町→県）



(4) その他

① 特殊重大災害発生時における初動体制要領

(県基地対策・国民保護課)

- 1 長崎県は、特殊重大災害が発生した場合は、初動措置の迅速適正化をはかるため、ただちに危機管理対策監を本部長とする対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。
 - ◇ 前項の特殊重大災害の認定基準および初動措置の主管所属は、別表1のとおりとする。
 - ◇ 本部の設置場所は、原則として行政棟3階災害対策本部室に置く。ただし支障ある場合は基地対策・国民保護課に置くことが出来る。
- 2 本部の編成およびその任務は別表2のとおりとする。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その事務を代行する。
- 4 基地対策・国民保護課長は、特殊重大災害を覚知したときは、危機管理対策監の命をうけて、本部の設置を発令し、初動措置にあたるものとする。
- 5 関係所属長は、上記の編成に基づき本部要員としてあらかじめ所属職員のなかから「正」「副」を指定しておくものとする。
- 6 特殊重大災害の発生を覚知した本部要員は、速やかに本部に参集してあらかじめ定められた任務にあたるものとする。
 - ◇ 本部要員を招集するときは、主管所属が行うものとする。
- 7 本部内における要員の配置は、おおむね別表3のとおりとする。
 - (1) 特殊重大災害発生時の連絡系統は別表4のとおりとする。
 - (2) 基地対策・国民保護課長は、発生した災害の性格、規模、推移により本部員を適宜増減することが出来るものとする。
 - (3) 本部を設置した場合は、国及び関係機関ならびに市町との間の連絡は一切本部において行うものとする。
 - (4) 市町が行う県に対する即報様式は別表5のとおりとする。
 - (5) 市町が行う自衛隊、医療機関系応援、派遣要請の様式は別表6～7のとおりとする。
 - (6) 災害即報および派遣要請要領は、執務時間中にあってはFAX、夜間、休日にあっては電話によるものとする。

附則

令和5年4月1日改正

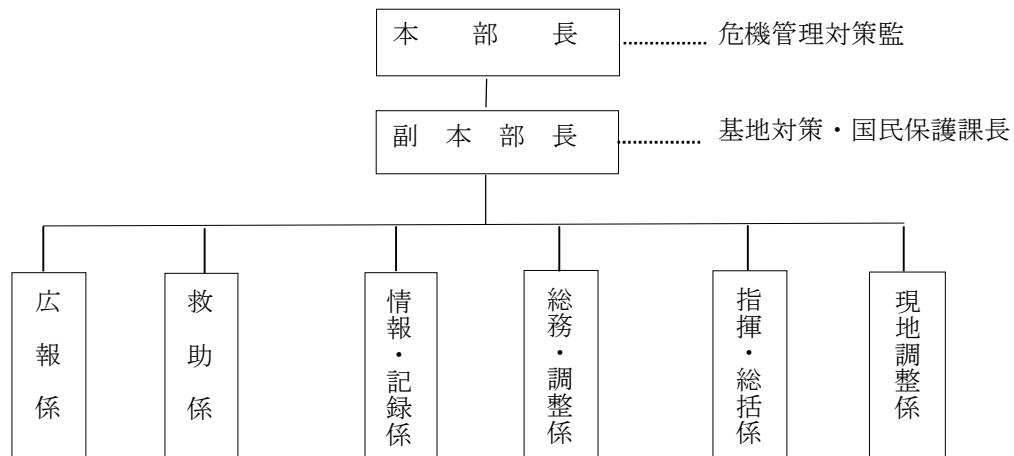
別表 1

特殊重大災害認定基準及び主管所属

災害種別	災害の様態	主管所属
航空機災害	◇ 旅客機墜落事故 ◇ 人家密集地域への航空機墜落事故	◎基地対策・国民保護課 ○交通政策課 ○福祉保健課 ○港湾課
船舶災害	◇ 船舶の衝突、沈没、転覆、火災等による死傷者多数の事故	◎基地対策・国民保護課 ○交通政策課 ○福祉保健課 ○漁政課 ○港湾課
列車・自動車災害	◇ 交通事故による死傷者多数の事故 ◇ 列車衝突、転覆による死傷者多数の事故	◎基地対策・国民保護課 ○交通政策課 ○福祉保健課 ○交通・地域安全課
火災災害	◇ 人家密集地域または旅館、劇場、デパート、学校等多数人の往来する建物における火災で死傷者が多数の事故 ◇ トンネル、炭坑等における火災で死傷者多数の事故	◎基地対策・国民保護課 ○福祉保健課 ○経営支援課 ○企業振興課 ○道路維持課 ○教育庁教育政策課
爆発災害	◇ ガス、火薬類の爆発による死傷者多数の事故 ◇ トンネル、炭坑における爆発で死傷者多数の事故	◎基地対策・国民保護課 ○福祉保健課 ○企業振興課 ○道路維持課
雜踏災害	◇ 雜踏による死傷者多数の事故 ◇ 公営競技での紛争等に伴う死傷者多数の事故	◎基地対策・国民保護課 ○福祉保健課
その他	◇ 社会的に反響が大きい事故	◎基地対策・国民保護課 ○関係所属
死傷者多数の事故とは	◇ 死者がおおむね 10 人以上の場合（含行方不明） ◇ 死傷者がおおむね 30 人以上の場合 ◇ 重傷者がおおむね 50 人以上の場合 ◇ 負傷者がおおむね 70 人以上の場合 ※死者等の国籍は問わない	

凡例 ◎印は窓口所属を示す。

別表2 本部の編成及び任務

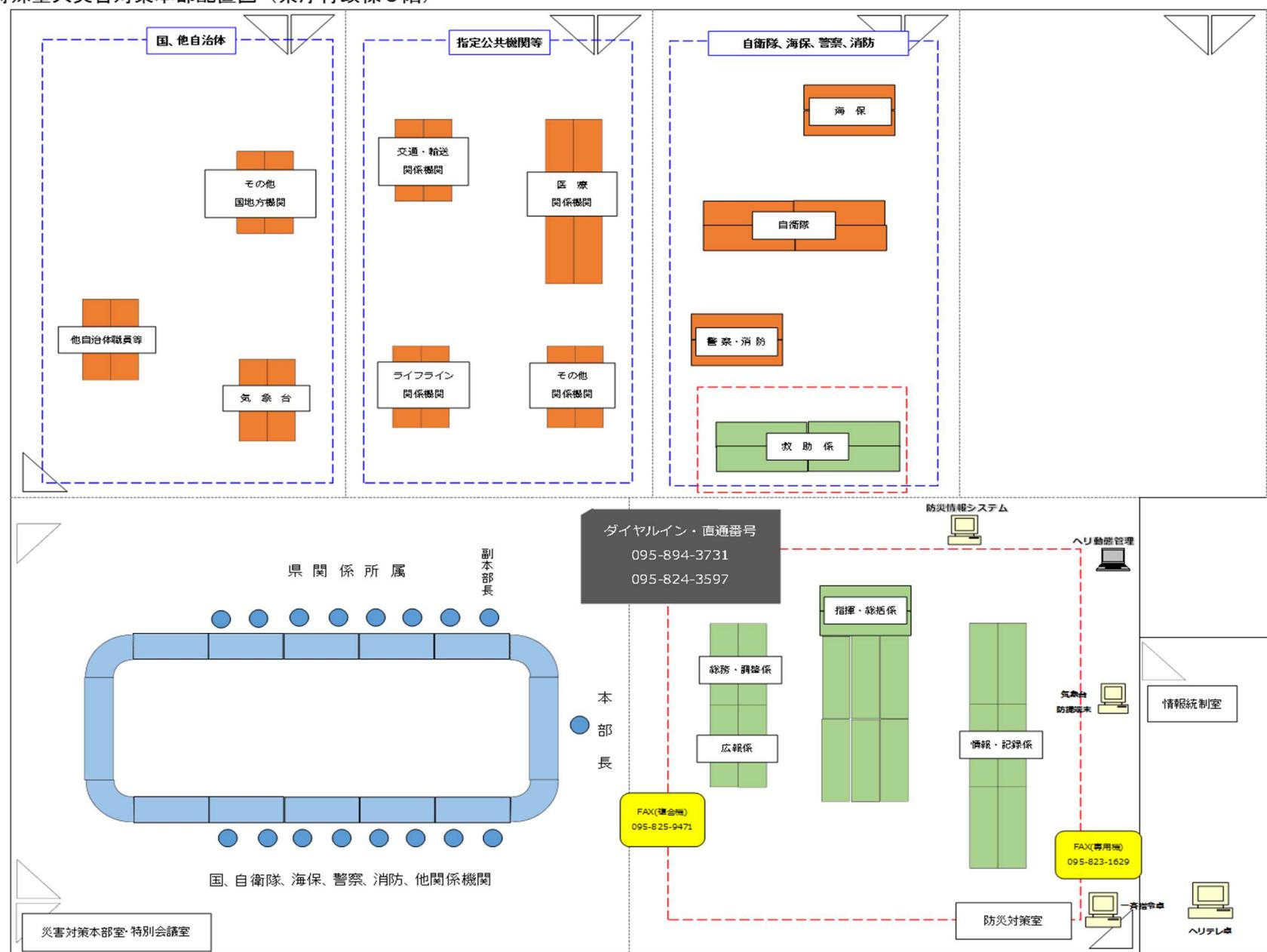


係	主な任務	所属
指揮・総括係	◇指揮・総括に関すること。 ◇自衛隊等への災害派遣要請、活動調整に関すること。	◎基地対策・国民保護課
総務・調整係	◇対策本部会議の資料及び議事録作成等に関すること。 ◇関係所属との連絡調整に関すること。	◎基地対策・国民保護課 ○防災企画課 ○消防保安室 ○福祉保健課 ○関係所属
情報・記録係	◇災害情報全般の収集・整理・要約に関すること。 ◇各機関への情報伝達に関すること。	
救助係	◇県防災ヘリコプターの運航調整に関すること。 ◇各消防機関からの情報収集、活動調整に関すること。	◎消防保安室
広報係	◇報道機関への連絡発表に関すること。	◎広報課
現地調整係	◇現地調整所における関係機関との連絡調整に関すること。	◎基地対策・国民保護課 ○関係所属

凡例 ◎印は窓口所属を示す。

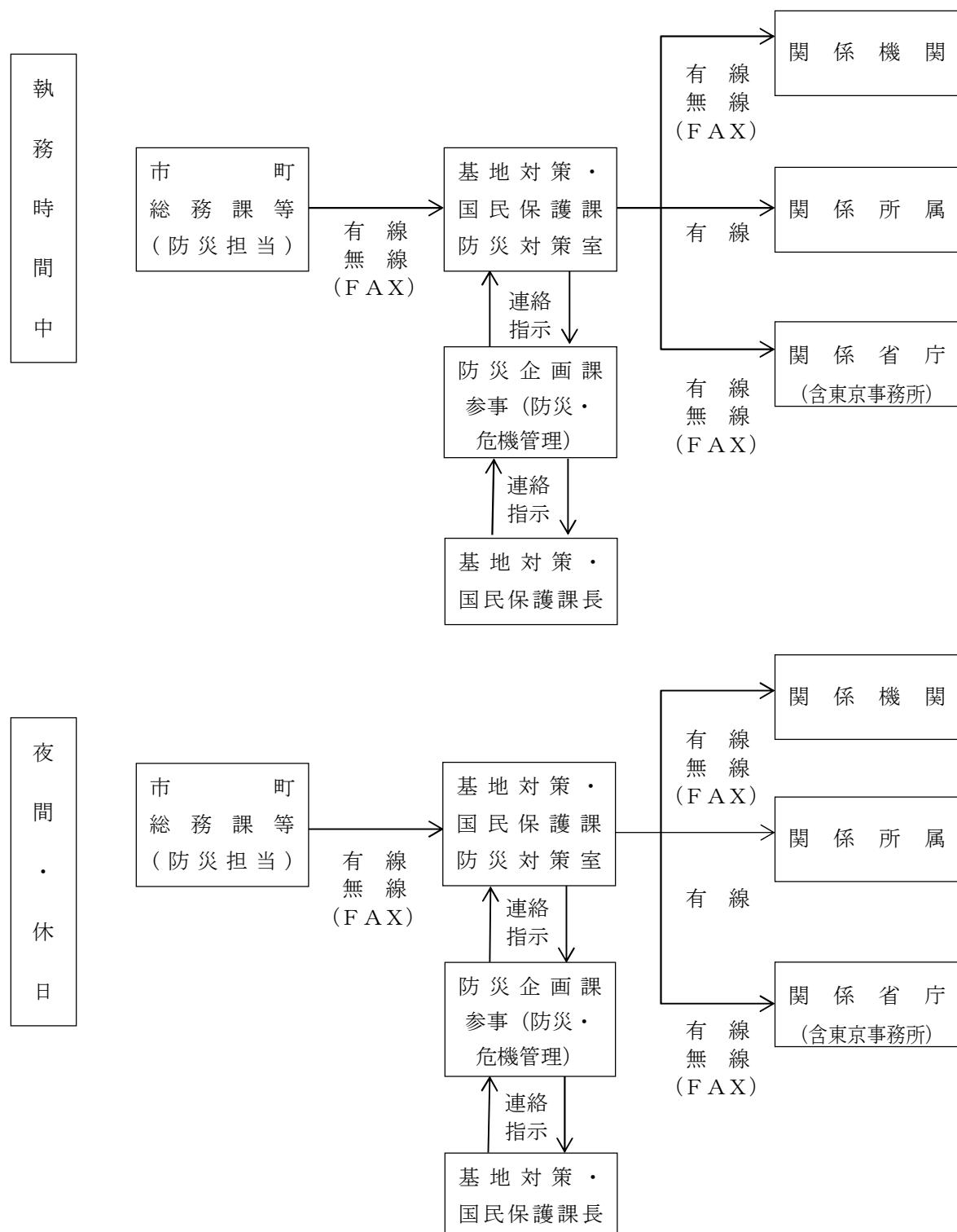
所 屬 別	広 報	基 地 ・ 國 民 保 護	管 財	福 祉 保 健	交 通 ・ 地 域 安 全	產 業 政 策	漁 政	道 路 維 持	港 湾	教 育 政 策
人 員	1	7	1	3	1	1	1	2	1	1
合 計	1 9									

別表3 特殊重大災害対策本部配置図（県庁行政棟3階）



別表4

災害発生時の連絡系統表



※1 災害種別の例示に該当するか否かを自己判断することなく、直ちに参事に連絡すること

※2 発生直後は、死者数が不明であることから、死者数にとらわれず、直ちに参事に連絡すること

別表5

特 殊 重 大 災 害 速 報							
1	報 告 日 時	年 月 日 時 分					
2	報 告 市 町 村	市 町 番地			①	TEL	() -
					②	担当	送
3	発 生 日 時						
4	発 生 場 所						
5	災 害 種 別						
6	概 况						
7	被 害 状 況	① 死 亡			⑥ 物 的 損 害		
		② 行方不明					
		③ 重 傷					
		④ 軽 傷					
		⑤ 合 計					
8	応 急 措 置	① これまでに とった措置					
		② 今後の見と おし					
		③ 応援の必要 性について					

別表 6

特殊重大災害発生時における災害派遣要請書

受 理	月 日 時 分	市 町 名	担 当 者 名	TEL [() ~ ()]
	災害（事故） 発生日時			
	災害（事故） 発生場所			
	災害（事故）名			
	派遣を要請する 事由			
派遣を希望する期間				
派遣を要請する区域 及び活動内容				

別表 7

大規模災害時における長崎県医師会医療救護班派遣要請書

受 理	月 日 時 分	市 町 名	担 当 者 名		TEL FAX
災 害 事 故 の 状 況	災害(事故) 発生日時	年 月 日			
	災害(事故) 発生場所				
	災害(事故)名				
	派遣を要請する 事由				
派遣を希望する期間		年 月 日 () から 年 月 日 () まで () 日間			
派遣を要請する場所					

② 雲仙岳火山防災協議会規約

(県防災企画課)

(目的)

第1条 雲仙岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という）第4条第1項の規定に基づき、雲仙岳において想定される火山現象（溶岩ドーム崩壊を含む。）の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市が共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 雲仙岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 長崎県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 島原市、雲仙市及び南島原市の防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 溶岩ドームの調査、観測、崩壊危険度判定、情報提供、避難等に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項（避難指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市への助言に関するこことを含む）

(協議会の組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に、会長1名を置く。
- 3 会長は、長崎県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 会長が協議会に出席できないときは、あらかじめ会長が指名する構成員にその権限を委任することができる。
- 6 構成員が協議会に出席できないときは、その代理人を出席させることができる。

(協議会の開催)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 3 協議会は必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、必要に応じて会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会の構成員は、法第4条第3項の規定に基づき、協議会において協議が整った事項については、協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第6条 協議会の所掌事務を円滑に進めるために、雲仙岳火山防災協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者で構成する。

- 3 幹事会に、幹事長1名を置く。
- 4 幹事長は、長崎県防災企画課長が務める。
- 5 幹事長は、幹事会の座長となり、議事を整理する。
- 6 幹事長は、幹事会の議題に応じて、幹事長が必要と認める範囲の幹事会会員を招集することができる。また、幹事会会員以外の者に対して会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 7 第1条の目的を達成するために、幹事長が必要と認める場合は、幹事会に専門部会を設置するものとする。

(溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会)

第7条 溶岩ドームの調査、観測、崩壊危険度判定、情報提供、避難等を円滑に進めるために、「溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会（以下「分科会」という。）」を置く。

- 2 分科会は、別表第3に掲げる者で構成する。
- 3 分科会に、分科会長1名を置き、分科会長は幹事長が兼務する。
- 4 分科会長は、分科会の座長となり、議事を整理する。
- 5 分科会長は、分科会の議題に応じて、分科会長が必要と認める範囲の分科会会員を招集することができる。また、分科会会員以外の者に対して会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 6 分科会長は、異常時、緊急時等、臨時に分科会を開催する必要があると認める際は、分科会長が必要と認める分科会員で臨時に分科会を開催するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、以下の機関が合同で行い、窓口を長崎県防災企画課に置く。

長崎県防災企画課

島原市市民安全課

雲仙市危機管理課

南島原市防災課

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、必要に応じて会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月14日から施行する。
- 2 雲仙岳防災連絡会議の業務は、協議会が引き継ぐものとする。
- 3 この規約は、平成28年8月19日から施行する。
- 4 この規約は、平成29年2月15日から施行する。
- 5 この規約は、平成29年5月18日から施行する。
- 6 この規約は、平成30年1月30日から施行する。
- 7 この規約は、平成30年5月31日から施行する。
- 8 この規約は、令和2年2月4日から施行する。
- 9 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 10 この規約は、令和3年4月28日から施行する。
- 11 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

12 この規約は、令和5年4月3日から施行する。

(別表第1) 雲仙岳火山防災協議会構成員

区分(法第4条第2項中 該当する号)	所 属	職 名(氏 名)	備考
都道府県(第1号)	長崎県	知事	会長
市町村(第1号)	島原市	市長	
	雲仙市	市長	
	南島原市	市長	
地方気象台等 (第2号)	気象庁福岡管区気象台	気象防災部長	
	気象庁長崎地方気象台	台長	
地方整備局(第3号)	国土交通省九州地方整備局	局長	
陸上自衛隊(第4号)	陸上自衛隊第16普通科連隊	連隊長	
警察(第5号)	長崎県警察本部	本部長	
消防(第6号)	島原地域広域市町村圏組合消防本部	消防長	
	県央地域広域市町村圏組合消防本部	消防長	
火山専門家 (第7号)	九州大学	名誉教授 清水 洋 教授 松島 健	
	鹿児島大学	名誉教授 下川 悅郎	
	長崎大学	名誉教授 高橋 和雄 教授 蒋 宇静	
	北海道大学	教授 山田 孝	
	一般社団法人 減災・復興支援機構	理事長 木村 拓郎	
	国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部	土砂災害研究室長 瀧口 茂隆	
その他 (第8号)	環境省雲仙自然保護官事務所	自然保護官	
	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署	署長	
	国土交通省九州地方整備局長崎河川 国道事務所	事務所長	
	国土交通省九州地方整備局長崎港湾・ 空港整備事務所	事務所長	
	国土地理院九州地方測量部	部長	
	海上保安庁長崎海上保安部	海上保安部長	
	海上保安庁三池海上保安部	海上保安部長	
	一般社団法人島原半島観光連盟	会長	
	雲仙ロープウェイ株式会社	代表取締役社長	
	島原鉄道株式会社	代表取締役社長	
	株式会社ドコモC S九州長崎支店	支店長	
	株式会社KDDI九州総支社	九州総支社長	
	ソフトバンク株式会社九州ネットワー ク技術部	部長	
	長崎県	危機管理部長	

※令和7年4月3日時点

(別表第2) 雲仙岳火山防災協議会幹事会会員

区分	所 属	職 名 (氏 名)	備考
火山専門家	九州大学	名誉教授 清水 洋 教授 松島 健	
	鹿児島大学	名誉教授 下川 悅郎	
	長崎大学	名誉教授 高橋 和雄 教授 蒋 宇静	
	北海道大学	教授 山田 孝	
	一般社団法人 減災・復興支援機構	理事長 木村 拓郎	
	国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部	土砂災害研究室長 灌口 茂隆	
国	気象庁福岡管区気象台	火山対策調整官	
	気象庁長崎地方気象台	防災管理官	
	国土交通省九州地方整備局	火山防災対策分析官	
	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	技術副所長	
		総括保全対策官	
	国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所	副所長	
	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署治山グループ	総括治山技術官	
県	環境省雲仙自然保護官事務所	自然保護官	
	長崎県危機管理部防災企画課	課長	幹事長 事務局
	長崎県県民生活環境部自然環境課	課長	
	長崎県農林部森林整備室	室長	
	長崎県土木部砂防課	課長	
市	長崎県島原振興局管理部	総務課長	
	島原市市民部市民安全課	課長	事務局
	雲仙市総務部危機管理課	課長	事務局
	雲仙市建設部監理課	課長	
陸上自衛隊	南島原市総務部防災課	課長	事務局
	陸上自衛隊第16普通科連隊	第16普通科連隊長	
警察	長崎県警察本部警備部警備課	課長	
	九州管区警察局長崎県情報通信部機動通信課	課長	
	長崎県島原警察署	警備課長	
	長崎県雲仙警察署	警備係長	
	長崎県南島原警察署	警備係長	
消防	島原地域広域市町村圏組合消防本部警防課	警防課長	
	県央地域広域市町村圏組合消防本部警防救急課	警防救急課長	
海上保安部	海上保安庁長崎海上保安部警備救難課	警備救難課長	
	海上保安庁三池海上保安部警備救難課	警備救難課長	

※令和7年4月3日時点

(別表第3) 溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会会員

区分	所 属	職 名 (氏 名)	備考
火山専門家	九州大学	名誉教授 清水 洋	
	鹿児島大学	名誉教授 下川 悅郎	
	長崎大学	名誉教授 高橋 和雄 教授 蒋 宇静	
	北海道大学	教授 山田 孝	
	一般社団法人 減災・復興支援機構	理事長 木村 拓郎	
	国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部	土砂災害研究室長 瀧口 茂隆	
国	気象庁福岡管区気象台	火山防災情報調整官	
	気象庁長崎地方気象台	防災管理官	
	国土交通省九州地方整備局	火山防災対策分析官	
	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	技術副所長	事務局
	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署治山グループ	総括治山技術官	
県	長崎県危機管理部防災企画課	課長	分科会長 事務局
	長崎県土木部砂防課	課長	事務局
	長崎県島原振興局管理部	総務課長	
市	島原市市民部市民安全課	課長	
	雲仙市総務部危機管理課	課長	
	南島原市総務部防災課	課長	

③ 農林部災害対策本部設置要領

(県農政課)

昭和 52 年 2 月改定
昭和 58 年 3 月改定
平成 5 年 4 月改定
平成 15 年 4 月改定
平成 21 年 4 月改定
平成 22 年 6 月改定
平成 23 年 5 月改定
平成 24 年 5 月改定
令和 3 年 3 月改正
令和 5 年 3 月改正

第1条 方針

- 農林部災害対策本部（以下「農林災対本部」という。）は、農林業に関して甚大な被害の発生が予想される場合及び甚大な被害が発生した場合に設置する。
- 農林災対本部は、長崎県対策本部が設置された場合は、長崎県災害対策本部農林部に移行する。

第2条 設置

- 農林災対本部の設置時期は、農林部長が決定し、設置場所は、農政課とする。
- 農林災対本部には、災害の種類により、水害、風害、雪害、干害、噴火等の名称をつける。
- 農林災害対策本部を設置した場合は、概ね次の機関に連絡する。

ア 県各部

○危機管理監（危機管理課）

○議会事務局

イ 県地方機関

○振興局（農林部関係各課、総務課）

○農林技術開発センター

○長崎県東京事務所

ウ 農林水産省

○九州農政局（企画調整室）

○九州農政局長崎県拠点

○林野庁

○九州森林管理局

エ 農林業団体

○農業協同組合中央会

○全国共済農業協同組合連合会長崎県本部

○農業共済組合連合会

○農業会議

○土地改良事業団体連合会

○森林組合連合会

○全国農業協同組合連合会長崎県本部

○長崎花き園芸連合会

○酪農業協同組合連合会

○西九州たばこ耕作組合

オ その他

○報道関係一県政記者室

○財務省長崎財務事務所

○県市長会

○日本政策金融公庫長崎支店農林水産事業

第3条 解 散

1 農林災対本部の解散時期は、原則として災害に関する諸般の対策が関係課のみで措置できる見通しとなったときとし、農林部長が決定する。

2 農林災対本部を解散した場合は、第2条の3に掲げる機関に関係各班から通知する。

第4条 組織及び構成

1 本部長は、農林部長、副本部長は農林部次長とする。

2 本部員は農林部及び各課（室）の職員をもって充てる。

3 農林災対本部は、別紙1の所掌事務を処理するため、次に掲げる班をおき、各課長が班長となる。

農政班、団体検査指導班、農業経営班、農産園芸班、畜産班、農村整備班、林務班

4 災害の状況により、地方本部を設置する必要がある場合は、別途、本部長から文書通知をするものとする。

第5条 担当事務

1 本部長は、本部事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があったときは、本部長の事務を代行する。

3 本部会議は、本部長、副本部長、参事監、各課（室）長をもって構成し、災害予防、災害対策、その他災害に関する重要な事項について協議する。

4 各班の所掌事項は別紙1に掲げる事務とする。

第6条 人員配備

1 農林災対本部が設置されたとき（又は県災害対策本部農林部に移行したとき）は、災害の状況によって次の配備により各班の職員配置を行うものとするこの場合の配備分担はあらかじめ、各班において配置しておくものとする。

2 第1配備

災害発生のおそれがある場合又は軽微な被害が発生した場合。

3 第2配備

局地的な被害又は相当な被害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合。

4 第3配備

全地域にわたって甚大な被害が発生し又は発生するおそれがある場合。

5 残留要員

上記配備要因以外の職員は残留要員とし、各班長の指示を受けるものとする。

第7条 体 制

1 班員の連絡方法は、あらかじめ各班長が掌握しておくものとする。

2 班員は、通信報道関係その他の情報によって被害の発生を知り、農林災害対策本部が設置された場合又は設置が推察される場合は、直ちに班長の指示を受けるものとする。

3 各班は、非常災害に対して、あらかじめ、トランジスターラジオ、懐中電灯、ロウソク等の非常用品並びに現場向き服装の準備等をしておくものとする。

4 この要領に定めない事項については、農林部災害対策執務要領によるものとする。

第8条 災害警戒体制

1 次の警報が発せられる等重大な災害の発生が予測されるときに災害警戒体制を敷き、常時農政課において農政班が警戒任務にあたり、農林災対本部の設置等に備えるものとする。

大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報、津波警報等（気象庁本庁）

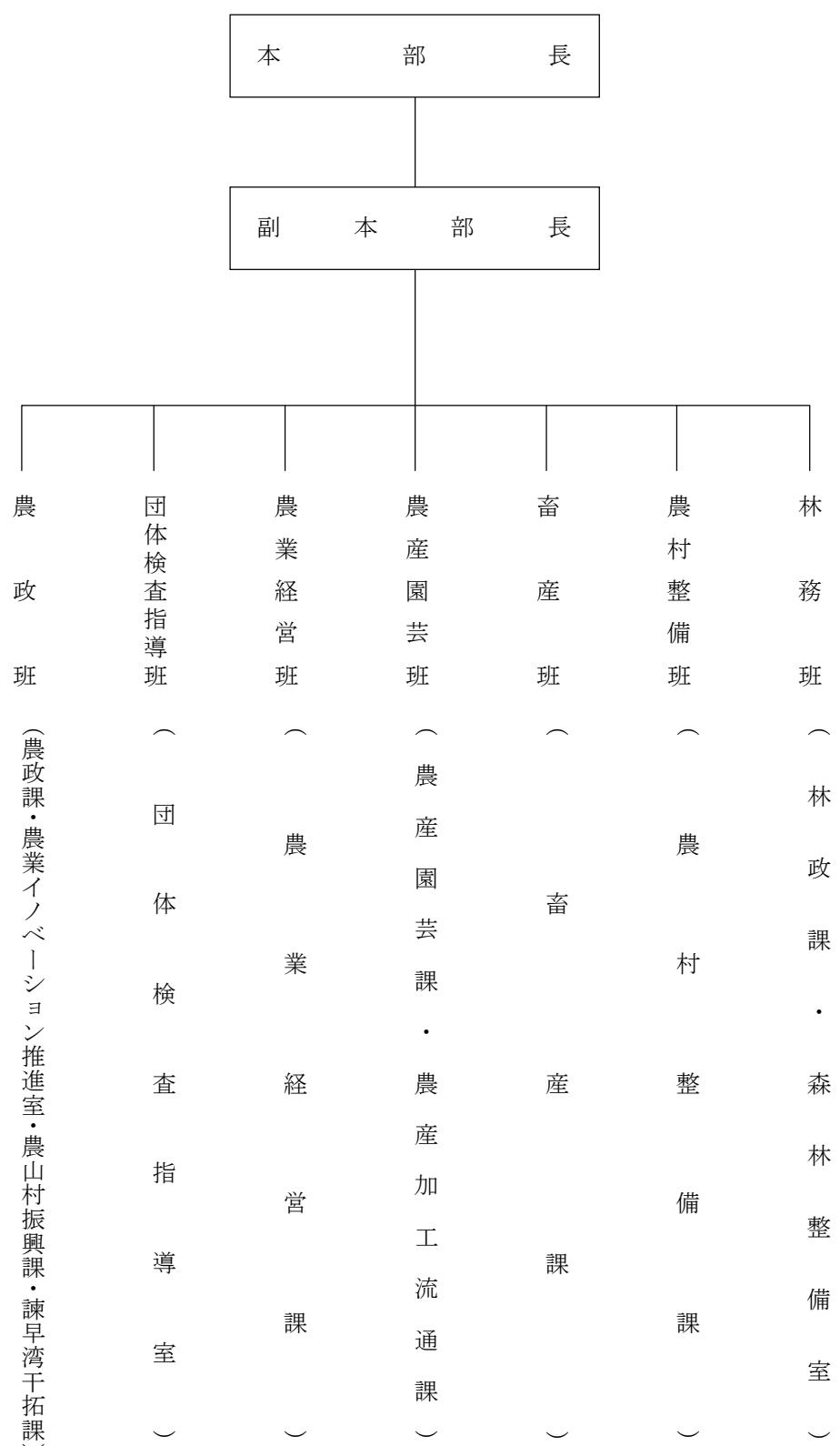
2 上記の警報が解除される等、重大な災害発生の恐れがなくなったときは、災害警戒体制を解くものとする。

別紙1

農林災害対策本部各班の所掌事務

班名	所掌事務
農政班	1. 農林災対本部に関すること。 2. 本部会議に関すること。 3. 被害状況の収集・集計及び災害対策の企画に関すること。 4. 災害対策の連絡調整並びに部外機関との連絡に関すること。 5. 農林部全般の災害関係庶務事務の連絡及び調整に関すること。 6. 災害に伴う農畜産物等の技術対策の策定に関すること。
団体検査指導班	1. 農業団体及び農協共同利用施設の被害調査及び対策に関すること。
農業経営班	1. 農林災害金融に関すること。
農産園芸班	1. 農作物の災害対策に関すること。 2. 救援（米穀）に関すること。 3. 農作物の種苗の確保に関すること。 4. 農業災害補償（農業共済）に関すること。
畜産班	1. 家畜及び家きんの災害対策に関すること。 2. 家畜飼料の補給に関すること。 3. 災害に伴う家畜伝染病予防及び防疫に関すること。
農村整備班	1. 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害対策に関すること。 2. 農地及び農業用施設の応急対策並びに災害復旧に関すること。
林務班	1. 森林、山地、林道及び林業用施設の被害調査並びに災害対策に関すること。 2. 山地、林道及び林業用施設災害の応急対策並びに災害復旧に関すること。 3. 森林国営保険に関すること。

農林災対本部組織図



④ 農林部災害対策執務要領

(県農政課)

昭和 41 年 4 月 22 日 決定
昭和 43 年 6 月 10 日 改定
昭和 44 年 4 月 12 日 改定
昭和 46 年 6 月 4 日 改定
昭和 52 年 2 月 7 日 改定
昭和 53 年 5 月 16 日 改定
昭和 58 年 3 月 一日 改定
平成 6 年 3 月 22 日 改定
平成 15 年 4 月 1 日 改定
平成 17 年 5 月 16 日 改定
平成 21 年 5 月 25 日 改定
平成 22 年 6 月 30 日 改定
平成 23 年 5 月 16 日 改定
平成 24 年 5 月 29 日 改定

第1条 方針

- 1 台風、豪雨、豪雪、低温、干ばつ等により発生した農林関係の被害状況を的確に把握し、事後指導及び金融措置等の早期対策を講ずるため、この要領を定める。
- 2 災害対策事務は、被害を受けた地域が局地的又は被害状況が軽微で、一般事務として対策を講ずる場合と、被害を受けた地域が広くて又は被害の状況が甚大で、農林部として災害対策本部の措置が必要な場合に分ける。
- 3 農林部災害対策本部設置要領は別に定める。

第2条 組織

災害の状況及び被害等のとりまとめは、農林部災害対策本部設置要領に定める部内各課分掌事務に基づき分担し、農政課が総括する。

第3条 被害報告

- 1 災害発生に際しては、農畜産物及び、関係施設は振興局の農業関係課、農地及び農業用施設については振興局の農村整備関係課、並びに林地、林道、林業関係については振興局の林務関係課が速やかに市町からの報告を受け、市町、農協、九州農政局（長崎県拠点）と協議確認のうえ管内市町分をとりまとめ別記1により所管課に報告する。
農協等共同利用施設については団体検査指導室が速やかに農業協同組合から別記1より報告を受けるものとする。
- 2 被害報告を受けた各課は、所掌事項についてとりまとめ農政課に報告するとともに、関係省庁に報告する。
- 3 農政課は、農林被害全体についてとりまとめ、関係機関に報告する。
- 4 農林被害の伝達経路は、別記2のとおりとする。
- 5 第3条の1の各振興局は、管内市町からの報告がない場合においても、災害発生の事実が認められる場合は、関係市町に確認して、前記の報告を行うものとする。なお、被害の状況について、管内市町別に整理し保管しておくものとする。
- 6 災害時の気象情報の収集は、各被害の担当課で行ない、関係省庁への報告をするとともに、農政課に報告する。
- 7 農林被害全体の被害報告は、別紙1のとおりとする。
- 8 農業関係の被害報告は、別紙2のとおりとする。

9 農村整備関係の被害報告は、別紙3のとおりとする。

10 林務関係の被害報告は、別紙4のとおりとする。

第4条 災害対策

1 技術指導対策は、関係各課が所管に応じて行ない内容を農政課へ連絡する。

2 農林産物の災害技術対策は、農産園芸課、森林整備室を中心に別紙6を基本として行なうものとする。

第5条 被害の公表

1 被害状況の公表は、本部長（農林部長）が行なうものとする。

2 公表資料は、関係各課で準備し、農政課へ連絡するものとする。

第6条 定義

1 「被害」とは、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、低温、干ばつ、降霜、降ひょうその他の異常な天然現象もしくは大規模な火事その他の大規模な事故等により生じた災害又は当該被害が主因となって発生もしくは著しく増加した病害虫等によって農林業が受けた被害をいう。

2 「被害額」とは、施設等被害についてはその施設等の再取得価格又は復旧額、生産物被害については農林部で作成した農産物価格又は公定価格のあるものは当該公定価格に被害数量を乗じて得た額をいう。

第7条 その他

1 災害関係の事務処理については緊急の場合に対処できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。

2 災害の調査及び対策指導に当たっては、県地域防災計画及び市町防災計画と十分な整合性をとり実施するものとする。

3 この要領に定めない事項については、必要に応じて農林部長が別に定めるものとする。

別記1

農林業関係被害報告

1 報告の種類

1) 発生報告

被害発生当日～翌日の正午までに、概ね次の事項について電話等により報告する。

ア 災害の種類

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の程度

オ 被害に対してとった措置

カ 雨量（日雨量・最大時間雨量）

キ その他必要な事項

2) 速報……被害発生後、翌日までに報告し、2～3日ごとに、第3報まで被害報告の該当事項について電話等により報告する。

3) 概況報告……被害発生後10日以内に、被害報告様式の該当事項について文章により報告する。ただし、農業関係被害については、5日以内に、または冷害、干害等長期にわたる被害の場合にあっては、被害が終息するまで7日毎に報告する。

4) 確定報告……被害発生後20日以内に、被害報告様式の該当事項について文書により報告

する。

ただし、その内容が前項の被害概況報告と同一の場合は、同報告をもって、これに代えることができるものとする。

2 報告書作成上の注意事項

1) 参考資料の提出

被害状況をより明らかにするため、参考資料として気象概況、被害状況写真、一般被害状況（例えば河川の増水及び氾濫状況、人家及び土木建造物の被害状況等）を被害報告に添付して提出するものとする。

2) 2以上の災害が併発又は重複して発生した場合には、できるだけ分離して被害を把握するものとし、分離が不可能な場合には、主たる災害の名称を記入し、備考として他の災害が発生している旨を記入するものとする。

長期被害が発生した場合は、総被害額に重複が生じないよう特に留意する。

3) 農作物の総栽培面積については、農林水産省大臣官房統計部が公表している作物はその面積を、公表前のもので変動の少ない場合は前年の面積を、変動が大きい場合には推定値を、その他の農作物については各機関で調査した面積を用いることとする。

4) 農作物の10アール当たり平年収量については、農林水産省大臣官房統計部で作成している作物は、その作成した数値を利用し、地域別の収量差の大きい作物及びその他については、前5か年のうち、最高、最低値を徐く3か年平均値を採用すること。

5) 農産物の被害額算定に使用する単価及び果樹の被害評価基準に使用する育成値については、前年度2月末日までに、関係課により決定する。

耕地被害、林務被害については、各所管で決定した単価を使用する。

6) その他農林業被害報告について問題を生じた場合は、農政課と十分協議してその取扱いを適正にする。

3 報告部数

1) 文章で報告する場合の提出部数は、1部とする

2 防災機関の緊急連絡先一覧表

(県防災企画課)

機 関 名	通 常 時 電 話 番 号	休日・夜間電話番号	
国			
内閣府	代表	03-5253-2111	代表
消防庁	代表	03-5253-5111	宿直室
九州管区警察局	長崎県警察本部代表	095-820-0110	代表
九州厚生局	代表	092-707-1115	代表
九州農政局	代表	096-211-9111	代表
長崎県拠点	地方参事官室	095-845-7121	地方参事官室
九州防衛局	地方調整課	092-483-8816	当直室
九州地方整備局	防災室	092-476-3544	代表
長崎河川国道事務所	防災課	095-839-9897	代表
長崎港湾・空港整備事務所	海洋利用調整室	095-878-5203	副所長
九州経済産業局	企画部総務課	092-482-5405	企画部総務課
九州産業保安監督部	管理課	092-482-5927	
福岡財務支局長崎財務事務所	総務課	095-827-7095	
九州総合通信局	防災対策推進室	096-326-7334	防災対策推進室長
九州森林管理局	企画調整課	096-328-3511	企画調整課
長崎森林管理署	総務グループ	0957-41-6911	
長崎海上保安部	警備救難課	095-827-5134	警備救難課
佐世保海上保安部	警備救難課	0956-31-6003	警備救難課
対馬海上保安部	警備救難課	0920-52-0118	警備救難課
大阪航空局長崎空港事務所	総務課	0957-53-6151	
九州運輸局	安全防災・危機管理課	092-472-2318	
長崎運輸支局(本庁舎、東長崎庁舎、佐世保)	総務企画担当	095-822-0010	総務企画担当
長崎地方気象台		095-811-4862	
長崎労働局	総務課	095-801-0020	
国土地理院九州地方測量部	代表	092-411-7881	防災情報管理官
九州地方環境事務所	総務課	096-322-2400	総務課
九州管区行政評価局		092-431-7081	
長崎行政監視行政相談センター		095-849-1101	
自衛隊			
陸上自衛隊第16普通科連隊	代表	0957-52-2131	代表
〃 対馬警備隊	代表	0920-52-0791	代表
海上自衛隊佐世保地方総監部	代表	0956-23-7111	代表
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	代表	092-581-4031	代表
県			
災害対策本部	危機管理課	095-824-3597	防災対策室
長崎県警察本部	代表	095-820-0110	代表
長崎振興局	代表	095-844-2181	代表
県央振興局	代表	0957-22-0010	代表
島原振興局	総務課	0957-63-5036	代表
県北振興局	総務企画課	0956-22-0374	代表
五島振興局	総務課	0959-72-4852	代表
壱岐振興局	総務課	0920-47-4396	代表
対馬振興局	総務課	0920-52-1206	代表
消防局(本部)			
長崎市消防局	代表	095-822-0119	代表
佐世保市消防局	代表	0956-23-5121	代表
平戸市消防本部	代表	0950-22-3167	代表
松浦市消防本部	代表	0956-72-1211	代表
対馬市消防本部	代表	0920-52-2691	代表
壱岐市消防本部	代表	0920-45-3037	代表
五島市消防本部	代表	0959-72-3131	代表
新上五島町消防本部	代表	0959-42-0119	代表
県央地域広域市町村圏組合消防本部	代表	0957-23-0119	代表
島原地域広域市町村圏組合消防本部	代表	0957-62-7711	代表
公共機関			
日本銀行長崎支店	総務課	095-820-6110	
日本赤十字社長崎県支部	事業推進課	095-846-0680	事業推進課長
日本放送協会長崎放送局	企画総務	095-821-1115	放送部
西日本高速道路長崎高速道路事務所	代表	0957-26-0011	代表
九州旅客鉄道株長崎支社	総務企画課	095-827-4050	長崎駅
西日本電信電話㈱長崎支店	災害対策室	095-893-8059	災害対策室
日本郵便(株)大村郵便局	代表	0957-52-4227	
日本通運㈱長崎支店	業務推進	095-846-2111	
九州電力送配電㈱	長崎支社企画業務部企画管理グループ	095-864-1917	長崎支社電力部総合制御所
(一社)長崎県医師会	(一社)長崎県医師会代表	095-844-1111	
(一社)長崎県歯科医師会	事務局	095-848-5311	
(公社)長崎県看護協会	事務局	0957-49-8050	
西部ガス㈱長崎供給部	保全グループ	095-827-8808	
西部ガス㈱中央指令部	保安指令グループ ガス漏れ専用ホットライン	095-824-0919	保安指令グループ ガス漏れ専用ホットライン
(一社)長崎県LPガス協会	事務局	095-824-3770	
(一社)長崎県バス協会	代表	095-822-9018	
(公社)長崎県トラック協会	代表	095-838-2281	
島原鉄道㈱	営業部鉄道課	0957-62-2232	鉄道課運行指令所
松浦鉄道㈱	運輸部施設課	0956-62-3194	運輸部運転指令

九州商船㈱	総務部庶務課	095-822-9151	当直室	095-822-4748
長崎放送㈱	報道部	095-823-1553	報道部	095-823-1553
㈱テレビ長崎	報道部	095-827-2000	報道部(守衛)	095-827-2000
長崎文化放送㈱	報道局	095-843-7004	報道局	095-843-7004
㈱長崎国際テレビ	N I B報道部	095-820-3001	N I B報道部	095-820-3001
㈱エフエム長崎	放送部	095-828-2020	マスター	095-828-2023
㈱長崎新聞社	代表	095-844-2103	代表	095-844-2103

3 各種協定等

(1) 災害時における放送要請

① 災害に関する対策のための放送要請に関する協定

(県防災企画課：NHK長崎)

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条に規定する放送に関して、長崎県知事と日本放送協会長崎放送局長は、同法施行令第 22 条の規定に基づき協議し、災害に関する対策のための放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

第 1 条 長崎県知事（以下「甲」という。）が法第 57 条の規定に基づき、日本放送協会長崎放送局長（以下「乙」という。）に、放送を要請するときの手続は、この協定の定めるところによつて行う。

第 2 条 甲が乙に、放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもつて要請するものとする。

- (1) 放送を要請しようとする理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送を行う日時および放送系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもつて要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

第 3 条 乙は、甲からの放送の要請をうけたときは、その内容を検討し、法第 57 条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等をそのつど決定し、すみやかに放送するものとする。

第 4 条 要請手続の円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長及び長崎放送局放送部長を連絡責任者とする。

第 5 条 この協定に規定する事項に関する疑義等が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

第 6 条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し当事者記名押印のうえ、おのおの 1 通を保有する。

昭和 54 年 9 月 6 日

甲 長崎県知事
久保 勘一

乙 日本放送協会長崎放送局長
鈴木 正和

② 緊急警報放送に関する確認事項

(県防災企画課：NHK長崎)

本年9月1日から日本放送協会が実施する緊急警報放送の効率的運用を図るため、長崎県知事（以下「甲」という。）及び日本放送協会長崎放送局長（以下「乙」という。）は、次の事項について確認する。

記

1 運用の基本

運用の基本は災害対策基本法第57条に規定する放送に関し、昭和54年9月6日付で甲、乙間で、締結した「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」によるものとする。

2 運用上の留意事項

(1) 要請手続

緊急警報放送の要請は、原則として甲が乙に対して行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、市町村長も直接要請することができる。

(2) 要請事由

緊急警報放送の要請事由は、次のとおりとする。

ア 長崎県地方に大規模な地震警戒宣言が発令されたとき

イ 長崎県地方に津波警報が発表されたとき

ウ 災害対策基本法第57条に規定する放送を行う必要があるとき

(3) 要請事務

ア 緊急警報放送の要請書は、所定の様式により原則としてファックスにより送付する。

イ 甲は、市町村長が直接乙に対して要請を行ったとき及び電話による要請を行ったときは、事後すみやかに要請書を提出するものとする。

3 附 則

(1) この確認事項は、昭和60年9月1日から効力を生ずる。

(2) この確認事項の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和60年8月31日

甲 長崎県知事
高田 勇

乙 日本放送協会長崎放送局長
吉田 稔

③ ア 災害時における放送要請に関する協定

(県防災企画課：N B C：K T N：エフエム長崎：N C C：N I B)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が長崎放送株式会社（以下「N B C」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときN B Cに対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、N B Cに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 N B Cは、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および長崎放送株式会社報道部長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関する疑義等が生じた時は、長崎県知事及び長崎放送株式会社社長が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和54年9月6日

長崎県知事 久 保 勘 一

長崎放送株式会社
社長 鈴木 徳道

③ イ 災害時における放送要請に関する協定

(県防災企画課：N B C : K T N : エフエム長崎 : N C C : N I B)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が株式会社テレビ長崎（以下「K T N」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときK T Nに対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、K T Nに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 K T Nは、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および株式会社テレビ長崎報道部長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関する疑義等が生じた時は、長崎県知事及び株式会社テレビ長崎社長が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和54年9月6日

長崎県知事 久 保 勘 一

株式会社テレビ長崎
社長 塩 飽 茂

③ ウ 災害時における放送要請に関する協定

(県防災企画課：N B C : K T N : エフエム長崎 : N C C : N I B)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が株式会社エフエム長崎（以下「FM長崎」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときFM長崎に対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、FM長崎に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 FM長崎は、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および株式会社エフエム長崎放送部長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関する疑義等が生じた時は、長崎県知事及び株式会社エフエム長崎代表取締役が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和57年11月22日

長崎県知事 高 田 勇

株式会社エフエム長崎
代表取締役 中 澤 忠 雄

③ エ 災害時における放送要請に関する協定

(県防災企画課：N B C : K T N : エフエム長崎：N C C : N I B)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が長崎文化放送株式会社（以下「N C C」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときN C Cに対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、N C Cに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 N C Cは、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および長崎文化放送株式会社報道制作局長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関する疑義等が生じた時は、長崎県知事及び長崎文化放送株式会社代表取締役が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成2年6月14日

長崎県知事 高 田 勇

長崎文化放送株式会社
代表取締役 鹿 垣 粋 義

③ オ 災害時における放送要請に関する協定

(県防災企画課：N B C : K T N : エフエム長崎：N C C : N I B)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が株式会社長崎国際テレビ（以下「N I B」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときN I Bに対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、N I Bに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 N I Bは、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および株式会社長崎国際テレビ報道制作局長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に關係して疑義等が生じた時は、長崎県知事及び株式会社長崎国際テレビ代表取締役が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おののの1通を保有する。

平成3年5月13日

長崎県知事 高田 勇

株式会社長崎国際テレビ
代表取締役社長 米濱 和英

放 送 要 請 書

項 目	内 容
放送要請の理由	(○○災害による通知. 連絡. 指示. 助言.)
放送事項	(放送広報文 No. ○を主旨とした○○○)
放送日時	(月 日 随時. 即時.)
系統	(県 下 一 円) (○○地区を主体) (テレビ. ラジオ)
その他の	

上記のとおり要請します。

年 月 日

長崎県知事

様

放 送 報 告 書

項 目	内 容
放 送 日 時	(○ ○ 時 ・ ○ ○ 時 回 数)
系 統	
放 送 事 項	(放送広報文 No. ○を主体とした○○○)
そ の 他	

上記のとおり報告します。

年 月 日

長崎県知事様

(2) 災害救助法に基づく救助・応援に関する委託契約書

(県福祉保健課：日本赤十字社長崎県支部)

長崎県（以下「甲」という。）と日本赤十字社長崎県支部（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号。（以下「法」という。）第16条の規定に基づく、救助又はその応援（以下「業務」という。）の実施に関して、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事項）

第1条 非常災害が発生し、被災者に対する救助等の業務の必要があるとき、甲は乙に対し、次の各号に掲げる業務を委託する。

(1) 医療

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 助産

ア 分べんの介助

イ 分べん前後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 死体の処理

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 検案

(4) 避難所の設置の支援

ア 避難所における乙が備蓄する救援物資の配布

イ 避難所における生活環境の整備にかかる物資等の配布

(5) こころのケア

避難所の被災者に対する健康相談等

2 災害の状況により、緊急に委託の範囲を拡げなければならない場合は、直ちに甲は乙との協議により委託事項を明確にしそれを実施することができるものとする。

（委託の実施期間）

第2条 乙は、甲の要請に基づき業務を行うものとし、その期間は、法第4条第3項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第3条第1項の規定に基づく期間とする。

ただし、甲は乙との協議を経て、甲が政令第3条第2項の規定に基づき内閣総理大臣の承認を得て期間を延長した場合はその期間によるものとする。

（委託の実施体制）

第3条 第1条各号に掲げる業務は、乙の編成する救護班等により行うものとする。

(委託費用の補償)

第4条 甲は、第1条の規定により委託した業務を実施するため、乙が支弁した費用について、法第19条の規定に基づきその費用のための寄附金その他の収入を控除した額を別表に定めるところにより、乙の請求により補償するものとする。

(委託費用の請求)

第5条 乙は、前条の規定によって費用を甲に請求するときは、別紙様式による請求書にその支弁費用にかかる証拠書類の写しを添付して提出するものとする。

(契約期間)

第6条 この契約の有効期間は、令和元年8月1日から令和2年3月31日までの1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1か月前までに、この契約に関して甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、この契約と同一の内容をもってさらに契約を更新したものとみなす。

(その他)

第7条 この契約について、疑義のあるとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附則

1 平成27年4月1日付け長崎県知事と日本赤十字社長崎県支部長とが締結した「災害救助法に基づく救助・応援に関する委託契約」は、本契約が効力を生ずる日をもって廃止する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年8月1日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村法道

乙 長崎市魚の町3番28号
日本赤十字社長崎県支部
支部長代理副支部長 宮脇 雅俊

(3) 災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定

(県福祉保健課：長崎県生活協同組合連合会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、長崎県内において、地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合に、被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対して円滑な救援、支援活動を行い、県民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において応急生活物資の調達と安定供給、輸送、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資の調達と輸送）

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と輸送を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はこれを受けて乙に加盟する各生活協同組合（以下「会員生協」という。）に対し必要な指導・要請を行うものとする。

（ボランティア活動の推進）

第3条 乙は、会員生協組合員のボランティアの養成に努めるとともに、災害時において会員生協組合員のボランティア活動を積極的に推進するものとし、甲は乙の会員生協組合員のボランティア養成に対して必要な協力・助言を行うものとする。

（情報の収集・提供）

第4条 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して県民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第5条 乙は、会員生協組合員の活動を通じて、日常的に会員生協組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力をを行うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第6条 乙は、長崎県以外を事業区域とする他の生活協同組合や連合会との間の連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（協定事項の発効）

第7条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（他都道府県への応援）

第8条 乙は、甲が災害等により被災した他都道府県に対して生活物資の供給応援を行う場合においても、この協定の精神にのっとり、甲に対してできる限り協力するものとする。

(担当者の設定と連絡会議)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者の連絡会議を設置する。
2 連絡会議の開催及び運営については、甲と乙が協議の上、別途定める。

(確認書の作成)

第10条 この協定の詳細については、別途確認書を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年11月1日

甲 長崎県

長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 金子 原二郎

乙 長崎県生活協同組合連合会

長崎市錢座3番3号

会長理事 岩本省三

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」についての確認書

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、災害時における応急生活物資供給等に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定め確認するものとする。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時において甲が応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は必要に応じて乙に対して、輸送業務等について協力を要請することができる。

（業務の協力実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する生活協同組合（以下「会員生協」という。）及び会員生協が加盟する連合会（以下「連合会」という。）が保有する応急生活物資の供給及び輸送業務に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表1のとおりとする。

2 乙は、会員生協及び連合会が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲から乙への要請等の経路は、別表2のとおりとする。

3 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

4 乙は、乙と会員生協との連絡体制及び連絡方法等について、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は協力要請を行った場合、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、県民に対して生活物資の供給状況等の情報提供に努めるものとする。

2 乙は、会員生協及び連合会をして業務実施区域の被災状況や生活物資の供給状況等を把握し、甲に対してその情報を提供するものとする。

(輸送)

第6条 甲と乙は、災害発生時に応急生活物資の調達及び供給のために必要となる乙の会員生協の輸送車両について、事前に把握しておくこととし、このための緊急車両の事前届出について相互に協力するものとする。

2 応急生活物資の輸送は、原則として緊急通行車両事前届出済証を有している会員生協が使用する車両等を用いて行うものとする。

3 甲は、乙が実施する輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第7条 甲は、甲が指定した場所において乙、会員生協又は連合会が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ受領するものとする。

(業務報告)

第8条 乙は、物資の供給及び輸送業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 協定により乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、応急生活物資の対価については災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた物資の価格を参考に甲と乙が協議して定め、運搬等に要した費用については甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、物資の供給及び輸送業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担等)

第11条 協定に基づく乙の輸送業務により生じた損害の賠償、または乙、会員生協又は連合会の職員のうち第2条に定める業務に従事した者がその業務に従事したことにより死亡、負傷した場合の補償については、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

(協議)

第12条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 17 年 11 月 1 日

甲 長崎県

長崎市江戸町 2 番 13 号

長崎県知事 金子 原二郎

乙 長崎県生活協同組合連合会

長崎市錢座 3 番 3 号

会長理事 岩本 省三

(4) ① 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ローソン：コメリ：サントリーフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）とマックスバリュ九州株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協力の内容）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。
- 2 乙は、所有または管理する駐車場を一時避難場所として可能な範囲で被災者に提供する。
- 3 乙は、その店舗において、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で被災者に提供する。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した物資及び運搬等の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13

長崎県知事 金子 原二郎

乙 福岡市博多区博多駅東3-13-21

マックスバリュ九州株式会社

取締役社長 坂野 邦雄

(4) ② 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ローソン：コメリ：サントリーフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）とイオン九州株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協力の内容）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

2 乙は、所有または管理する駐車場を一時避難場所として可能な範囲で被災者に提供する。

3 乙は、その店舗において、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で被災者に提供する。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもつて要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。

4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した物資及び運搬等の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 福岡市博多区博多駅東2-9-11
イオン九州株式会社
代表取締役社長 松井 博史

(4) ③ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ローソン：コメリ：サントリーフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した物資の費用（第5条第1項により乙が物資の運搬を行った場合はその費用を含む）は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに乙の指定する口座に振込により支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引についての取引時の適正な価格）によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 広島市南区京橋町2-22
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明

(4) ④ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ローソン：コメリ：サントリーフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）と（株）セブンイレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した物資及び運搬等の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における店頭価格（災害発生前の取引については取引時の店頭価格）によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13

長崎県知事 金子 原二郎

乙 東京都千代田区二番町8-8

(株)セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役社長 山口 俊郎

(4) ⑤ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ローソン：コメリ：サントリーフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙は可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

2 前項の規定による協力の範囲は、乙による物資の調達、製造、運搬及び供給とする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した物資の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13

長崎県知事 金子 原二郎

乙 東京都豊島区東池袋4-26-10

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上田 準二

(4) ⑥ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ローソン：コメリ：サントリーフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次とおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費 用）

第6条 乙が供給した物資の費用（第5条第1項により乙が物資の運搬を行った場合はその費用を含む）は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、

速やかに乙の指定する口座に振込により支払うものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（連絡責任者の報告）

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（その他）

第9条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

（協議）

第10条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解約）

第12条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 東京都品川区大崎1-11-2
株式会社ローソン
代表取締役 新浪 剛史

(4) ⑦ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ローソン：コメリ：サントリーフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給等を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配意するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(連絡責任者の報告)

第13条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年1月25日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
N P O 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

(4) ⑧ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ローソン：コメリ：サントリーフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、長崎県内の災害時に、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。なお、本協定で「災害時」とは災害救助法施行令第一条で規定される程度の災害が発生し、水道または電気等のライフラインが絶たれたときを指す。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費 用）

第6条 乙が供給した物資の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意志表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年2月29日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

乙 東京都港区台場2丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 引田 耕治

(4) ⑨ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ローソン：コメリ：サントリーフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

(1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受け、物資の供給を決定したときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費 用）

第6条 乙が供給した物資及び運搬等の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意志表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年9月9日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道 印

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社伊藤園
代表取締役社長 本庄 大介

(4) ⑩ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ローソン：コメリ：サントリーフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）と南日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要　　請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

(1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
2 前項の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第2条 乙は、第1条の要請を受けたときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

(1) 被災地の最寄りの場所に事業所を有するもの
(2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
(3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの
2 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、「救援物資供給者について」（別紙第2号様式）により甲に対して次の事項を連絡するものとする。
(1) 組合員の名称、所在地
(2) 連絡窓口、連絡方法
(3) 物資の種類、数量、提供可能時期
(4) その他必要な事項
3 乙から前項の連絡を受けた後、甲は、前項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

（供給物資の範囲）

第3条 前条の物資の種類は、別表に掲げるものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が組合員と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として組合員が行うものとする。ただし、組合員の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 組合員は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」(別紙第3号様式)により甲に報告するものとする。

(費 用)

第5条 甲の要請により組合員が供給した物資及び運搬等の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）によるものとする。
- 3 組合員は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲または甲の指定する地方自治体に請求するものとする。
- 4 甲または甲の指定する地方自治体は、前項の規定による適法な請求書を受理したときは、速やかに支払うものとする。

(連絡責任者の報告及び連絡体制の確立)

第6条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第4号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

- 2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報の共有等)

第7条 甲と乙は、本協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。
- 3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等についての組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、組合員が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効 力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意志表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第 11 条 本協定を解約する場合は、甲乙いづれか一方が解約日 1 ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 26 年 11 月 10 日

甲 長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 中村 法道

乙 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 4-16
南日本段ボール工業組合
理事長 児島 圭多朗

(4) ⑪ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ローソン：コメリ：サントリーフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 乙が供給した物資の費用（第5条第1項により乙が物資の運搬を行った場合はその費用を含む）は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに乙の指定する口座に振込により支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引について
は取引時の適正な価格）によるものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（協議）

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解約）

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月28日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村法道

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田卓巳

(5) ① 災害時における物資の保管等に関する協定書

(県福祉保健課：長崎県倉庫協会：長崎県冷蔵倉庫協会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害発生時等または災害が発生するおそれがある場合の緊急・救援輸送にかかる物資（以下「物資」という。）の保管に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣 旨）

第1条 本協定は、地震、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関する必要事項を定める。

（要請及び手続き）

第2条 甲は、物資を保管する上で、乙の応援が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書により要請する。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口答で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 必要とする保管倉庫の地域
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 主な保管品目及び数量
- (5) その他参考となる事項

2 甲は、前項に掲げる措置のほか、物資の保管管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部または関係市町等への派遣を要請する。

（物資保管協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限り、これに協力し、物資の保管または物流の専門家の派遣を行うものとする。

（報 告）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。但し、文書をもって報告するいとまがないときは、口答で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

- (1) 物資の保管を行う事業者名（必要とする保管倉庫の場所に倉庫事業者がないときはその旨）
- (2) 保管倉庫の所在地、名称、面積
- (3) 保管期間
- (4) 保管品目及び数量
- (5) その他必要な事項

2 乙は、第2条第2項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。

- (1) 派遣するものの所属及び氏名
- (2) 派遣期間及び派遣場所
- (3) その他必要な事項

(入出庫手続)

第5条 物資の寄託者は甲とし、物資の入庫及び出庫の手続きは事業者の定める方法に基づき行うものとする。

(経費の負担)

第6条 物資の保管に要した費用（保管料、荷役料、その他特別に要した経費）は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生時における長崎県内の同種の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。
- 3 第2条第2項の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担額は、甲乙協議の上、決定する。
- 4 乙は前2項の協議を行うにあたり、第4条第1項第1号の事業者及び第4条第2項第1号の派遣者の同意を得なければならない。

(保管料等の支払い)

第7条 甲は、前条の規定に基づき乙から保管料等の請求があった場合は、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。但し、予算措置を必要とする場合は、予算措置後30日以内に支払うものとする。

(事故等)

第8条 事故の発生等により第4条第1項第1号の事業者による物資の保管の継続が困難となった場合は、乙は、速やかに他の倉庫を提供するなど必要な措置を講じ、物資の継続保管に努める。

(関係市町との連絡調整)

第9条 本協定に基づく物資の保管及び物流専門家の派遣にかかる業務の実施にあたり、関係市町との必要な連絡調整は、原則として甲が行うものとする。

(情報共有)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施にあたり、必要な情報の共有に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（別紙第1号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは、1年間継続するものとし、それ以降も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除及び改定)

第13条 本協定は、甲または乙のいずれか一方が申し出たときは、甲乙協議して、協定の解除または改定することができるものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めがない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月9日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市元船町14-38
長崎県倉庫協会
会長辻 宏成

連絡責任者報告書

団体名【 】

1 連絡責任者

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
F A X	

2 時間外及び休日の連絡先

〈第1連絡先〉

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

〈第2連絡先〉

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

〈第3連絡先〉

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

3 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間 :
- ・ 休 日 :

(目的外使用の禁止)

「災害時における物資の保管等に関する協定書」に記載する活動以外に利用しないこと。

(5) ② 災害時における物資の保管等に関する協定書

(県福祉保健課：長崎県倉庫協会：長崎県冷蔵倉庫協会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県冷蔵倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害発生時等または災害が発生するおそれがある場合の緊急・救援輸送にかかる物資（以下「物資」という。）の保管に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関する必要事項を定める。

（要請及び手続き）

第2条 甲は、物資を保管する上で、乙の応援が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書により要請する。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口答で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 必要とする保管倉庫の地域
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 主な保管品目及び数量
- (5) その他参考となる事項

2 甲は、前項に掲げる措置のほか、物資の保管管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部または関係市町等への派遣を要請する。

（物資保管協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限り、これに協力し、物資の保管または物流の専門家の派遣を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。但し、文書をもって報告するいとまがないときは、口答で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

- (1) 物資の保管を行う事業者名（必要とする保管倉庫の場所に倉庫事業者がないときはその旨）
- (2) 保管倉庫の所在地、名称、面積
- (3) 保管期間
- (4) 保管品目及び数量
- (5) その他必要な事項

2 乙は、第2条第2項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。

- (1) 派遣するものの所属及び氏名
- (2) 派遣期間及び派遣場所
- (3) その他必要な事項

(入出庫手続)

第5条 物資の寄託者は甲とし、物資の入庫及び出庫の手続きは事業者の定める方法に基づき行うものとする。

(経費の負担)

第6条 物資の保管に要した費用（保管料、荷役料、その他特別に要した経費）は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生時における長崎県内の同種の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。
- 3 第2条第2項の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担額は、甲乙協議の上、決定する。
- 4 乙は前2項の協議を行うにあたり、第4条第1項第1号の事業者及び第4条第2項第1号の派遣者の同意を得なければならない。

(保管料等の支払い)

第7条 甲は、前条の規定に基づき乙から保管料等の請求があった場合は、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。但し、予算措置を必要とする場合は、予算措置後30日以内に支払うものとする。

(事故等)

第8条 事故の発生等により第4条第1項第1号の事業者による物資の保管の継続が困難となった場合は、乙は、速やかに他の倉庫を提供するなど必要な措置を講じ、物資の継続保管に努める。

(関係市町との連絡調整)

第9条 本協定に基づく物資の保管及び物流専門家の派遣にかかる業務の実施にあたり、関係市町との必要な連絡調整は、原則として甲が行うものとする。

(情報共有)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施にあたり、必要な情報の共有に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（別紙第1号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは、1年間継続するものとし、それ以降も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除及び改定)

第13条 本協定は、甲または乙のいずれか一方が申し出たときは、甲乙協議して、協定の解除または改定することができるものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めがない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月9日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市京泊3丁目3-1-B-1
長崎県冷藏倉庫協会
会長 阿部 浩明

連絡責任者報告書

団体名【 】

1 連絡責任者

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
F A X	

2 時間外及び休日の連絡先

〈第1連絡先〉

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

〈第2連絡先〉

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

〈第3連絡先〉

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

3 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間 :
- ・ 休 日 :

(目的外使用の禁止)

「災害時における物資の保管等に関する協定書」に記載する活動以外に利用しないこと。

(6) 災害時における仮設トイレの供給に関する協定書

(県福祉保健課：株ニッケン長崎営業所)

長崎県（以下「甲」という。）と（株）レンタルのニッケン長崎営業所（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における仮設トイレの調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、仮設トイレの供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、仮設トイレの調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

（要請の方法）

第2条 第1条の要請は、「災害時における仮設トイレの供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（運搬、引渡し）

第4条 仮設トイレの引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、引渡しが終了した後、速やかに「仮設トイレ供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費 用）

第5条 乙が供給した仮設トイレの費用（運搬及び据付費用を含む。）は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）によるものとする。

（管 理）

第6条 甲は、乙から借り受けた仮設トイレを適切に管理するものとし、借受期間中に紛失、

破損等した場合は、乙と別途協議のうえ、補修費等を負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が仮設トイレを運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意志表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 西彼杵郡時津町野田郷999-1
株式会社レンタルのニッケン長崎営業所
所長 前田 幸治

(7) 災害時における福祉用具等の供給に関する協定書

(県福祉保健課：(一社) 日本福祉用具供給協会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害時」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、避難所等において必要とされる福祉用具等を円滑に確保できるようにすることを目的とする。

（福祉用具等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する福祉用具等は、別表に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、緊急に福祉用具等の確保を図る必要があるときは、乙に対してその保有する福祉用具等の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、福祉用具等供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（供給方法）

第4条 乙は、甲から福祉用具等の供給要請がなされた場合は、一般社団法人日本福祉用具供給協会長崎県ブロック管内から供給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、長崎県ブロック管内からの供給が困難な場合であっても、乙は、長崎県ブロック以外から福祉用具等を供給するものとする。

（運搬及び引渡し）

第5条 福祉用具等の引き渡し場所は、甲乙協議の上で定めるものとし、引き渡し場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定するものが行うものとする。但し、乙による運搬が困難な場合は、別に甲が指定するものが行うものとする。

2 甲は、引き渡し場所に職員又は甲の指名するものを派遣し、物資を確認の上、引渡しをうけるものとする。

（福祉用具等の適合確認）

第6条 福祉用具等の適合確認は、甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要支援者の状態に合わせて行うものとする。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が福祉用具等を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙

が燃料や車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力をを行うものとする。

(配慮事項)

第8条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(報告)

第9条 乙は、福祉用具等を供給したときは、福祉用具等供給完了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。但し、緊急を要するときは口頭により甲に報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

(費用負担)

第10条 乙が協力に要した費用（福祉用具等の価格及び配送費用等）は、甲が負担する。
2 前項の費用は、災害発生時直前における適正価格を標準として、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。
2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の関係規程に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 この協定に基づく協力の実施にあたり、物品の紛失や福祉用具等が原因となる事故により生じた損害については、その賠償の責について、甲乙間で協議して定めるものとする。

(市町による協力要請)

第13条 甲は、被災市町から福祉用具等の供給に関する協力依頼があった場合は、乙に対して、福祉用具等の供給を要請することができる。
2 前項の規定により乙が甲から要請を受けた場合における事務の処理については、第3条から前条までの規定を準用する。この場合において、第3条から前条までの規定中「甲」とあるのは「被災市町」と、第10条第2項及び第12条中「甲乙間」とあるのは「被災市町と乙との間」と読み替えるものとする。
3 被災市町が乙と、この協定と同様の協定を締結している場合には、前2項の規定は適用しない。

(連絡体制の整備)

第14条 甲及び乙は、この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡体制の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月28日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村法道

乙 東京都港区浜松町2-7-15
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野木孝二

(8) ① 災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定書

(県福祉保健課：日本通運㈱長崎支店：ヤマト運輸㈱長崎主管支店：
佐川急便㈱九州支店)

長崎県（以下「甲」という。）と日本通運株式会社長崎支店（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な食料品や生活必需品などの救援物資の荷捌き及び輸送業務が迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書（第1号様式）により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに協力をを行うよう努めるものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、業務報告書（第2号様式）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する救援物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と荷捌き業務等を総括する指導者の派遣
- (2) 甲が指定する救援物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要となる機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣
- (3) 甲が指定する救援物資の集積拠点と他の集積拠点または各避難所間の物資の輸送
- (4) 救援物資集積拠点としての営業所等の活用
- (5) その他、甲が必要と認める事項

（車両の運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時における救援物資

の荷捌き及び輸送にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の関係規程に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関する関係法令に定めるところによるものとする。

(市町による支援物資輸送に係る要請)

第9条 甲は、被災市町から救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協力の依頼があった場合は、乙に対して当該依頼に係る業務の一部又は全部を要請することができる。

2 前項の規定により乙が甲から要請を受けた場合における事務の処理については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条から前条までの規定中「甲」とあるのは「被災市町」と、第6条第2項中「甲乙間」とあるのは「被災市町と乙との間」と読み替えるものとする。

3 被災市町が乙と、この協定と同様の協定を締結している場合には、前2項の規定は適用しない。

(連絡体制の整備)

第10条 甲及び乙は、この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡体制の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月28日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村法道

乙 長崎市岩川町6番5号
日本通運株式会社長崎支店
支店長 後藤文雄

(8) ② 災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定書

(県福祉保健課：日本通運㈱長崎支店：ヤマト運輸㈱長崎主管支店：
佐川急便㈱九州支店)

長崎県（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社長崎主管支店（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な食料品や生活必需品などの救援物資の荷捌き及び輸送業務が迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書（第1号様式）により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに協力をを行うよう努めるものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、業務報告書（第2号様式）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する救援物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と荷捌き業務等を総括する指導者の派遣
- (2) 甲が指定する救援物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要となる機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣
- (3) 甲が指定する救援物資の集積拠点と他の集積拠点または各避難所間の物資の輸送
- (4) 救援物資集積拠点としての営業所等の活用
- (5) その他、甲が必要と認める事項

（車両の運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時における救援物資

の荷捌き及び輸送にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の関係規程に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関する関係法令に定めるところによるものとする。

(市町による支援物資輸送に係る要請)

第9条 甲は、被災市町から救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協力の依頼があった場合は、乙に対して当該依頼に係る業務の一部又は全部を要請することができる。

2 前項の規定により乙が甲から要請を受けた場合における事務の処理については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条から前条までの規定中「甲」とあるのは「被災市町」と、第6条第2項中「甲乙間」とあるのは「被災市町と乙との間」と読み替えるものとする。

3 被災市町が乙と、この協定と同様の協定を締結している場合には、前2項の規定は適用しない。

(連絡体制の整備)

第10条 甲及び乙は、この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡体制の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月28日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村法道

乙 大村市今津町315番地
ヤマト運輸株式会社 長崎主管支店
支店長 藤岡勝也

(8) ③ 災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定書

(県福祉保健課：日本通運㈱長崎支店：ヤマト運輸㈱長崎主管支店：
佐川急便㈱九州支店)

長崎県（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社九州支店（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な食料品や生活必需品などの救援物資の荷捌き及び輸送業務が迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書（第1号様式）により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに協力をを行うよう努めるものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、業務報告書（第2号様式）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する救援物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と荷捌き業務等を総括する指導者の派遣
- (2) 甲が指定する救援物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要となる機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣
- (3) 甲が指定する救援物資の集積拠点と他の集積拠点または各避難所間の物資の輸送
- (4) 救援物資集積拠点としての営業所等の活用
- (5) その他、甲が必要と認める事項

（車両の運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時における救援物資

の荷捌き及び輸送にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の関係規程に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関する関係法令に定めるところによるものとする。

(市町による支援物資輸送に係る要請)

第9条 甲は、被災市町から救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協力の依頼があった場合は、乙に対して当該依頼に係る業務の一部又は全部を要請することができる。

2 前項の規定により乙が甲から要請を受けた場合における事務の処理については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条から前条までの規定中「甲」とあるのは「被災市町」と、第6条第2項中「甲乙間」とあるのは「被災市町と乙との間」と読み替えるものとする。

3 被災市町が乙と、この協定と同様の協定を締結している場合には、前2項の規定は適用しない。

(連絡体制の整備)

第10条 甲及び乙は、この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡体制の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月28日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村法道

乙 福岡市東区箱崎ふ頭4丁目12番5号
佐川急便株式会社 九州支店
支店長 森 裕一郎

(9) ① 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社) 長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター
協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社) 長崎県手をつなぐ育成会：(一社)
長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護
施設協議会：(一社) 長崎県保育協会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県社会福祉法人経営者協議会（以下「乙」という。）とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「長崎D C A T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎D C A Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、長崎D C A Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎D C A Tの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（長崎D C A Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎D C A Tの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、又は他の都道府県から甲に長崎D C A Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 長崎D C A Tは、避難所等において次の業務を行うこととする。

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 福祉的トリアージ（要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。）
- (3) 要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応
- (4) 福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援
- (5) その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎D C A Tの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎D C A Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎D C A Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎D C A Tの業務に関連する事故に対応するため、長崎D C A Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎D C A Tの派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町等に長崎D C A Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎D C A Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村法道

乙 長崎市茂里町3番24号

長崎県社会福祉法人経営者協議会

会長 佐藤正明

(9) ② 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社) 長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター
協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社) 長崎県手をつなぐ育成会：(一社)
長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護
施設協議会：(一社) 長崎県保育協会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「長崎D C A T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎D C A Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、長崎D C A Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎D C A Tの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（長崎D C A Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎D C A Tの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、又は他の都道府県から甲に長崎D C A Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 長崎D C A Tは、避難所等において次の業務を行うこととする。

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 福祉的トリアージ（要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。）
- (3) 要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応
- (4) 福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援
- (5) その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎D C A Tの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎D C A Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎D C A Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎D C A Tの業務に関連する事故に対応するため、長崎D C A Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎D C A Tの派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町等に長崎D C A Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎D C A Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村法道

乙 長崎市茂里町3番24号

長崎県老人福祉施設協議会

会長 阿比留志郎

(9) ③ 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社) 長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター
協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社) 長崎県手をつなぐ育成会：(一社)
長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護
施設協議会：(一社) 長崎県保育協会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人 長崎県老人保健施設協会（以下「乙」という。）とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「長崎D C A T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎D C A Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、長崎D C A Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎D C A Tの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（長崎D C A Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎D C A Tの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、又は他の都道府県から甲に長崎D C A Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 長崎D C A Tは、避難所等において次の業務を行うこととする。

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 福祉的トリアージ（要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。）
- (3) 要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応
- (4) 福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援
- (5) その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎D C A Tの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎D C A Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎D C A Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎D C A Tの業務に関連する事故に対応するため、長崎D C A Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎D C A Tの派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町等に長崎D C A Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎D C A Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村法道

乙 佐世保市八幡町1番地2

一般社団法人 長崎県老人保健施設協会

会長 土井庸正

(9) ④ 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社) 長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター
協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社) 長崎県手をつなぐ育成会：(一社)
長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護
施設協議会：(一社) 長崎県保育協会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会（以下「乙」という。）とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「長崎D C A T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎D C A Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、長崎D C A Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎D C A Tの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（長崎D C A Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎D C A Tの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、又は他の都道府県から甲に長崎D C A Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 長崎D C A Tは、避難所等において次の業務を行うこととする。

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 福祉的トリアージ（要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。）
- (3) 要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応
- (4) 福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援
- (5) その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎D C A Tの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎D C A Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎D C A Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎D C A Tの業務に関連する事故に対応するため、長崎D C A Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎D C A Tの派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町等に長崎D C A Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎D C A Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村法道

乙 島原市萩原1丁目1230

長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会

会長 辻敏子

(9) ⑤ 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社) 長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター
協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社) 長崎県手をつなぐ育成会：(一社)
長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護
施設協議会：(一社) 長崎県保育協会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県認知症グループホーム連絡協議会（以下「乙」という。）とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「長崎D C A T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎D C A Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、長崎D C A Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎D C A Tの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（長崎D C A Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎D C A Tの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、又は他の都道府県から甲に長崎D C A Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 長崎D C A Tは、避難所等において次の業務を行うこととする。

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 福祉的トリアージ（要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。）
- (3) 要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応
- (4) 福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援
- (5) その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎D C A Tの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎D C A Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎D C A Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎D C A Tの業務に関連する事故に対応するため、長崎D C A Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎D C A Tの派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町等に長崎D C A Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎D C A Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村法道

乙 島原市有明町大三東戊1214番地1

長崎県認知症グループホーム連絡協議会

会長 松本幸雄

(9) ⑥ 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社) 長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター
協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社) 長崎県手をつなぐ育成会：(一社)
長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護
施設協議会：(一社) 長崎県保育協会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県授産施設協議会（以下「乙」という。）とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「長崎D C A T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎D C A Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、長崎D C A Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎D C A Tの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（長崎D C A Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎D C A Tの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、又は他の都道府県から甲に長崎D C A Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 長崎D C A Tは、避難所等において次の業務を行うこととする。

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 福祉的トリアージ（要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。）
- (3) 要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応
- (4) 福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援
- (5) その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎D C A Tの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎D C A Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎D C A Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎D C A Tの業務に関連する事故に対応するため、長崎D C A Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎D C A Tの派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町等に長崎D C A Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎D C A Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村法道

乙 長崎市茂里町3番24号

長崎県授産施設協議会

会長 江口司

(9) ⑦ 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社) 長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター
協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社) 長崎県手をつなぐ育成会：(一社)
長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護
施設協議会：(一社) 長崎県保育協会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県身体障害児者施設協議会（以下「乙」という。）とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「長崎D C A T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎D C A Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、長崎D C A Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎D C A Tの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（長崎D C A Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎D C A Tの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、又は他の都道府県から甲に長崎D C A Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 長崎D C A Tは、避難所等において次の業務を行うこととする。

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 福祉的トリアージ（要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。）
- (3) 要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応
- (4) 福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援
- (5) その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎D C A Tの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎D C A Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎D C A Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎D C A Tの業務に関連する事故に対応するため、長崎D C A Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎D C A Tの派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町等に長崎D C A Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎D C A Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村法道

乙 長崎市茂里町3番24号

長崎県身体障害児者施設協議会

会長 佐藤正明

(9) ⑧ 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社) 長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター
協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社) 長崎県手をつなぐ育成会：(一社)
長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護
施設協議会：(一社) 長崎県保育協会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人 長崎県手をつなぐ育成会（以下「乙」という。）とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「長崎D C A T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎D C A Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、長崎D C A Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎D C A Tの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（長崎D C A Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎D C A Tの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、又は他の都道府県から甲に長崎D C A Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 長崎D C A Tは、避難所等において次の業務を行うこととする。

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 福祉的トリアージ（要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。）
- (3) 要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応
- (4) 福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援
- (5) その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎D C A Tの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎D C A Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎D C A Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎D C A Tの業務に関連する事故に対応するため、長崎D C A Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎D C A Tの派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町等に長崎D C A Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎D C A Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村法道

乙 長崎市茂里町3番24号

一般社団法人 長崎県手をつなぐ育成会

会長 竹内 隆伯

(9) ⑨ 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社) 長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター
協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社) 長崎県手をつなぐ育成会：(一社)
長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護
施設協議会：(一社) 長崎県保育協会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会（以下「乙」という。）とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「長崎D C A T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎D C A Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、長崎D C A Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎D C A Tの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（長崎D C A Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎D C A Tの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、又は他の都道府県から甲に長崎D C A Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 長崎D C A Tは、避難所等において次の業務を行うこととする。

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 福祉的トリアージ（要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。）
- (3) 要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応
- (4) 福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援
- (5) その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎D C A Tの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎D C A Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎D C A Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎D C A Tの業務に関連する事故に対応するため、長崎D C A Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎D C A Tの派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町等に長崎D C A Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎D C A Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村法道

乙 長崎市茂里町3番24号

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会
会長 竹内一

(9) ⑩ 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社) 長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター
協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社) 長崎県手をつなぐ育成会：(一社)
長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護
施設協議会：(一社) 長崎県保育協会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県精神障がい者福祉協会（以下「乙」という。）とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「長崎D C A T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎D C A Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、長崎D C A Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎D C A Tの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（長崎D C A Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎D C A Tの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、又は他の都道府県から甲に長崎D C A Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 長崎D C A Tは、避難所等において次の業務を行うこととする。

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 福祉的トリアージ（要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。）
- (3) 要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応
- (4) 福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援
- (5) その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎D C A Tの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎D C A Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎D C A Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎D C A Tの業務に関連する事故に対応するため、長崎D C A Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎D C A Tの派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町等に長崎D C A Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎D C A Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村法道

乙 長崎市茂里町3番24号

長崎県精神障がい者福祉協会

会長 本田利峰

(9) ⑪ 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社) 長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター
協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社) 長崎県手をつなぐ育成会：(一社)
長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護
施設協議会：(一社) 長崎県保育協会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県児童養護施設協議会（以下「乙」という。）とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「長崎D C A T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎D C A Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、長崎D C A Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎D C A Tの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（長崎D C A Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎D C A Tの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、又は他の都道府県から甲に長崎D C A Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 長崎D C A Tは、避難所等において次の業務を行うこととする。

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 福祉的トリアージ（要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。）
- (3) 要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応
- (4) 福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援
- (5) その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎D C A Tの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎D C A Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎D C A Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎D C A Tの業務に関連する事故に対応するため、長崎D C A Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎D C A Tの派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町等に長崎D C A Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎D C A Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村法道

乙 長崎市茂里町3番24号

長崎県児童養護施設協議会

会長 安河内慎二

(9) ⑫ 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社) 長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター
協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社) 長崎県手をつなぐ育成会：(一社)
長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護
施設協議会：(一社) 長崎県保育協会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人 長崎県保育協会（以下「乙」という。）とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「長崎D C A T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎D C A Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、長崎D C A Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎D C A Tの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（長崎D C A Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎D C A Tの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、又は他の都道府県から甲に長崎D C A Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 長崎D C A Tは、避難所等において次の業務を行うこととする。

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 福祉的トリアージ（要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。）
- (3) 要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応
- (4) 福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援
- (5) その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎D C A Tの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎D C A Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎D C A Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎D C A Tの業務に関連する事故に対応するため、長崎D C A Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎D C A Tの派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町等に長崎D C A Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎D C A Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村法道

乙 長崎市茂里町3番24号

一般社団法人 長崎県保育協会

会長 西川義文

(10) 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送に関する協定書

(県生活衛生課：長崎県葬祭業協同組合：全日本葬祭業協同組合連合会：
長崎県靈柩自動車協会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）、全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）及び長崎県靈柩自動車協会（以下「丁」という。）は、長崎県内において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害により被害が生じたとき（以下「災害時」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送（以下「葬祭用品等の供給」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における葬祭用品等の供給について、乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災地域の市町（以下「被災市町」という。）からの要請等により葬祭用品等の供給の必要が生じたと認めるときは、乙等に葬祭用品等の供給を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により要請する場合は、災害時における葬祭用品等の供給に関する協力要請（様式第1号）により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、甲又は被災市町等から口頭又は電話その他の通信手段により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 被災市町等から乙等に対して直接要請した場合は、甲に対して、災害時における葬祭用品等の供給に関する協力要請報告書（様式第2号）により速やかに報告を行うものとする。

（業務の実施）

第3条 乙等は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、葬祭用品等の供給に関する業務（以下「供給業務」という。）を実施するものとする。

2 乙等は、供給業務の実施にあたり、被災市町と業務の内容、方法等について、相互に協議し確認するものとする。

3 乙等は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、乙等の組合員又は会員に供給業務に従事するよう求めるものとする。

（報告）

第4条 乙等は、前条の規定により供給業務を実施し、完了したときは、甲に対して、災害時における葬祭用品等の供給に関する実施報告書（様式第3号）により速やかに実績報告を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙等が実施した供給業務に係る経費については、甲又は被災市町が負担するものとする。

2 前項の規定により甲又は被災市町が負担する経費の総額は、災害救助法に基づく基準額

を限度にして、甲又は被災市町と乙等が協議して決定するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙等は、供給業務が完了したときは、葬祭用品等の供給の実績を集計し、甲又は被災市町に請求するものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙等は、災害時における円滑な供給業務の実施が図られるよう、広域応援体制、情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては県民生活部生活衛生課長、乙にあっては長崎県葬祭業協同組合理事長、丙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会会長、丁にあっては長崎県靈柩自動車協会会長とする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙等は、供給業務中に現認した災害情報を甲及び被災市町に提供するものとする。

2 甲は、円滑な供給業務の実施が図られるよう、供給業務を実施する場所等に変更が生じたときは、その都度、乙等に連絡するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙等は、この協定による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに甲乙丙丁いずれからも別段の意思表示がない場合は、有効期間満了の翌日から1年間この協定を継続するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有する。

平成25年8月30日

甲 長崎県
長崎県知事 中村法道

乙 長崎県大村市片町92番地
長崎県葬祭業協同組合

理事長 為永 伸夫

丙 東京都港区港南二丁目4番12号
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井 昭憲

丁 長崎県大村市片町92番地
長崎県靈柩自動車協会
会長 為永 伸夫

(11) ① 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(県資源循環推進課：(一社)長崎県産業資源循環協会：
長崎県環境整備事業協同組合：長崎県環境保全協会)

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県内において大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬並びに処分に関して、長崎県（以下「甲」という。）が社団法人長崎県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により損壊した建物等の解体撤去に伴つて発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等の不要物及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害が発生した場合において、県内の市町・一部事務組合（以下「被災市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) その他前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙は、被災市町等の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害廃棄物の処理等を行うものとする。
- 3 乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ被災市町等と協議し、確認するものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害廃棄物の処理等の円滑な協力を得られるように、県内の被災状況、復旧

状況等の必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用の負担については、乙と被災市町が協議するものとする。

(損害賠償)

第9条 第3条の要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県環境部廃棄物対策課、乙においては社団法人長崎県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

(適用及び効力)

第12条 この協定は、平成23年6月30日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年6月30日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村法道

乙 長崎市魚の町1番地23号
社団法人長崎県産業廃棄物協会
会長 海野博
※現在は、一般社団法人 長崎県産業資源循環協会

(11) ② 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(県資源循環推進課：(一社)長崎県産業資源循環協会：
長崎県環境整備事業協同組合：長崎県環境保全協会)

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県内において大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、長崎県（以下「甲」という。）が長崎県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生ごみ、生活ごみ等をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害が発生した場合において、県内の市町・一部事務組合（以下「被災市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) その他前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとし、併せて関係市町へ通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙は、被災市町等の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害廃棄物の処理等を行うものとする。
- 3 乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ被災市町等と協議し、確認するものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害廃棄物の処理等の円滑な協力を得られるように、県内の被災状況、復旧

状況等の必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第8条 第3条の要請に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等に要した費用の負担については、乙と被災市町が協議するものとする。

(損害賠償)

第9条 第3条の要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県環境部廃棄物対策課、乙においては長崎県環境整備事業協同組合事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

(適用及び効力)

第12条 この協定は、平成23年6月30日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年6月30日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村法道

乙 大村市今津町206番地
長崎県環境整備事業協同組合
理事長 岩藤 守

(11) ③ 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(県資源循環推進課：(一社)長崎県産業資源循環協会：
長崎県環境整備事業協同組合：長崎県環境保全協会)

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県内において大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、長崎県（以下「甲」という。）が長崎県環境保全協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生ごみ、生活ごみ等をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害が発生した場合において、県内の市町・一部事務組合（以下「被災市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) その他前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとし、併せて関係市町へ通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙は、被災市町等の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害廃棄物の処理等を行うものとする。
- 3 乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ被災市町等と協議し、確認するものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害廃棄物の処理等の円滑な協力を得られるように、県内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を乙に提供するものとする。